

名古屋市駐車場条例等の解説

令和2年12月 名古屋市

(令和6年4月 課名変更)

目 次

第 1 章 総則	1
第 2 章 駐車施設の台数	4
第 3 章 駐車施設の規模等	15
第 4 章 附置の特例	22
第 5 章 駐車施設等の管理	68
第 6 章 措置命令等	68
第 7 章 附則（平成29年名古屋市条例第14号）	70
第 8 章 算定例	71
名古屋市駐車場条例（平成29年4月1日改正）	78
名古屋市駐車場条例施行細則	87
名古屋市駐車場条例取扱基準	101
参考図	111
附置の特例の事前協議票	125

この冊子の内容についての問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画・モビリティ都市推進課
（市役所西庁舎 4 階）
TEL（0 5 2）9 7 2－2 7 7 4

第1章 総則

名古屋市駐車場条例（目的）

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について定めることを目的とする。

ア 目的

名古屋市駐車場条例（昭和34年名古屋市条例第9号。以下「条例」という。）は、駐車施設の不足による道路交通障害の解消を目的に、建築主が建築物を新築等する場合、その規模に応じて附置しなければならない駐車施設の台数、規模、構造等を定めています。

この解説は、条例、名古屋市駐車場条例施行細則（昭和35年名古屋市規則第27号。以下「規則」という。）、名古屋市駐車場条例取扱基準（平成17年名古屋市告示第34号。以下「取扱基準」という。）を、より分かりやすく解説したものです。

イ 用語の定義

この解説において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

（ア） 駐車施設

自動車を駐車するための施設（車室）

（イ） 附置

条例第3条から第3条の4までの規定により駐車施設又は荷さばきのための駐車施設を設けること

（ウ） 設置

条例第3条から第3条の4若しくは条例第5条第1項の規定により又は建築主が任意に駐車施設を設けること

（エ） 附置義務駐車場

条例第3条及び第3条の2の規定により附置される駐車施設

（オ） 駐車場整備地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第8号の規定により駐車場の整備を重点的に推進する地区と定められた地区

（カ） 一般車用駐車場

附置義務駐車場のうち、専ら一般車両の駐車のために供する駐車施設

（キ） 荷さばき駐車場

条例第3条の3又は第3条の4の規定により附置される専ら荷さばきのための駐車施設（荷さばき車両の駐車のために供し、併せて荷さばきを実施するための施設）

(ク) 車椅子用駐車場

附置義務駐車場のうち、専ら車椅子利用者が乗車する車両の駐車のために供する駐車施設

(ケ) 特定用途

駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づき、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。)第18条に規定されている劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

(コ) 特定部分

特定用途に供する部分のうち、次の用途に供する部分を除く部分(観覧場の場合は屋外觀覧席を含む。)

a 公共用歩廊(アーケード等)

b しゅん工後おおむね10年を経過した建築物における維持管理のために増築する部分(空調設備機械室、給排水設備室等)

c 防災上の措置を講ずるために増築する部分(消防設備機械室等)

(a については、建物利用者のための施設ではなく一般公共用の施設、

b、c については、法令上必要なためやむを得ず増築する部分。)

(サ) 非特定用途

特定用途以外の用途

(シ) 非特定部分

非特定用途に供する部分のうち、上記(コ)のaからcの用途に供する部分を除く部分

(ス) 原単位

用途ごとに定められた床面積に対する自動車の駐車台数の割合

(セ) 機械式駐車場

国土交通大臣が施行令第15条の規定により認定した特殊の装置を用いる駐車施設

(ソ) 隔地

条例第5条の規定により市長の承認を受けて例外的に条例第3条及び第3条の2の規定により附置しなければならない建築物の敷地外に駐車施設を設置すること

(タ) 隔地駐車場

条例第3条及び第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設のうち、条例第5条第1項の規定により特にやむを得ないと認められる場合に建築物の敷地外に設ける駐車施設

(チ) 共同駐車場

条例第3条及び第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設

のうち、条例第5条第2項の規定により一団として設けることが合理的であると認められる場合に建築物の敷地外に設ける駐車施設

(ツ) 集約駐車場

条例第5条第3項及び第4項の規定により市長が指定した駐車施設

(テ) フリンジ駐車場

集約駐車場のうち、条例第5条第4項の規定により市長が指定した駐車施設

第2章 駐車施設の台数

1 前提条件

(1) 敷地の取扱い

建築基準法施行令（用語の定義）

第1条第1号 敷地 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

条例（建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合）

第3条の5 建築物の敷地が駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域とこれら以外の地域にわたる場合においては、当該建築物は当該敷地の面積の過半を占める地区又は地域にあるものとみなす。

建築物の敷地とは、建築確認申請における敷地をいいます。

また、建築物の敷地が、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域とこれら以外の地域にわたる場合は、当該建築物は当該敷地の面積の過半を占める地区又は地域にあるものとみなします。

(2) 建築物の取扱い

駐車場法（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第20条第3項 前2項の延べ面積の算定については、同一敷地内の2以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

駐車場法（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置）

第20条の2第2項 前条第3項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

条例（一定の複数建築物の取扱い）

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第86条第1項若しくは第2項又は同法第86条の2第1項の規定により特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、次条から第3条の4までの規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にある一の建築物とみなす。

2 基準法第86条第3項若しくは第4項又は同法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により特定行政庁がその各建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支

障がないと許可したものについては、次条から第3条の4までの規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にある一の建築物とみなす。

同一敷地内の2以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなします。

また、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第86条や第86条の2により、認定や許可を受けた複数の建築物については、これらを同一敷地内にある一の建築物とみなします。なお、これらの建築物の敷地がこの条例の適用となる地域又は地区の内外にわたる場合は、これらの敷地を一つの敷地とみなし駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の部分が過半を占める場合は、この条例の適用を受けるものとします。

(3) 適用除外

条例（適用除外）

第4条 基準法第85条の規定に基づく仮設建築物を新築し、又は増築しようとする者に対しては、第3条から第3条の4までの規定は、適用しない。

2 駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の区域から新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に工事に着手した者に対する駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の附置義務は、第3条から第3条の4までの規定にかかわらず、当該地区又は地域指定前の例による。

基準法第85条で規定される仮設建築物は、本条例の適用の除外とします。ただし、附置義務駐車場の設置は必要ありませんが、基準法第85条第3項又は第4項の規定による許可においては他の要素も考慮の上、必要な駐車場についても審査されます。

また、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域の変更により、敷地が新たにその地区又は地域に属することになった場合は、その地区又は地域が指定された日から6月以内に工事に着手した方についても本条例の適用の除外とします。

2 附置義務駐車場

(1) 新築

条例（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第3条 次表左欄に掲げる地区内又は地域内において、同表中欄に掲げる規模の建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に同表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数（1台未満の端数は、切り上げる。）以上の規模を有する自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を附置しなければならない。

地区・地域	建築物の規模	自動車の駐車台数の割合
法第3条第1項の駐車場整備地区（以下「駐車場整備地区」という。）並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の商業地域（以下「商業地域」という。）及び近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）	法第20条第1項の特定用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。以下「特定部分」という。）の床面積と特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除く。）の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計が1,500平方メートルを超えるもの	劇場、映画館、演芸場、結婚式場、料理店、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場及び百貨店その他の店舗（以下「劇場等」という。）の用途に供する部分の床面積に対して350平方メートルごとに1台
		事務所の用途に供する部分の床面積に対して500平方メートルごとに1台
		特定用途（劇場等及び事務所の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して650平方メートルごとに1台
		非特定用途（住宅、共同住宅、義務教育の学校等で規則で定めるもの及び市長が指定する施設等の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して900平方メートルごとに1台
		市長が指定する施設等の用途に供する部分の床面積に対して900平方メートルごとに1台（5台を超える場合にあっては、5台）

2 建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。）が、6,000平方メートルに満たない場合において、附置しなければならない駐車施設の台数は、前項の規定にかかわらず、同項の表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数に次の式により算定した緩和率を乗じて得た台数（1台未満の端数は、切り上げる。）とする。

緩和率＝1－（1,500平方メートル×（6,000平方メートル－延べ面積））
／（6,000平方メートル×前項の表中欄に掲げる合計面積－1,500平方メートル×延べ面積）

- 3 第1項の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が1万平方メートルを超える建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートル以下の部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

規則（規則で定める用途に供する部分）

第2条 条例第3条第1項の表及び同条第2項に規定する規則で定める用途に供する部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共用歩廊
- (2) しゅん工後おおむね10年を経過した建築物における維持管理のために増築する部分
- (3) 防災上の措置を講ずるために増築する部分

規則（義務教育の学校等）

第3条 条例第3条第1項の表に規定する義務教育の学校等で規則で定めるものは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設とする。

取扱基準(抜粋)

2 駐車施設の用途に供する部分

条例第3条第1項の表中欄及び同条第2項に規定する駐車施設の用途に供する部分とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自動車の駐車及び車路の用に供する部分
- (2) 自転車の駐車及び車路の用に供する部分
- (3) (1)及び(2)に規定する部分に附属する部分
- (4) バスターミナル施設における誘導車路、操車場、主として旅客が利用する乗降場等の用に供する部分

3 市長が指定する施設等の用途

条例第3条第1項の表右欄に規定する市長が指定する施設等の用途とは、中水道施設、地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、電気事業の用に供する開閉所及び変電所、ガス事業の用に供するバルブステーション・ガバナーステーション及び特定ガス発生設備、水道事業又は公共下水道の用に供するポンプ施設、第一種電気通信事業の用に供する電気通信

交換施設、都市高速鉄道の用に供する停車場・開閉所及び変電所、発電室、大型受水槽室、汚水貯留施設、コージェネレーション施設、太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等環境負荷の低減等の観点から必要な設備であって公共施設に対する負荷の増大のないもの並びに駅等に設けられる通路等の用途をいう。

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内に、条例の適用を受ける規模を超える建築物を新築しようとする場合は、建築物又は建築物の敷地内に建築物の規模に応じた附置義務駐車場を附置しなければなりません。

ア 用語の解説

(ア) 条例第3条に規定する床面積

条例第3条に規定する床面積とは、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第3号)

(イ) 条例第3条第2項に規定する延べ面積

条例第3条第2項に規定する延べ面積とは、建築物の各階の床面積の合計をいいます。(建築基準法施行令第2条第1項第4号)

(ウ) 取扱基準2(3)に規定する(1)及び(2)に規定する部分に附属する部分

取扱基準2(3)に規定する(1)及び(2)に規定する部分に附属する部分とは、駐車場及び駐輪場に附属する管理室、待合室、専用機械室等をいいます。

(エ) 取扱基準3に規定する市長が指定する施設等の用途

取扱基準3に規定する市長が指定する施設等の用途とは、「中水道施設等を設置する建築物に係る基準法第52条第13項第1号の規定の運用について(昭和60年建設省住街発第114号)」第1適用範囲に掲げられている施設(以下「特殊機械室等」という。)の用途としています。

イ 敷地の条件

建築物の敷地が駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内にあれば、附置義務駐車場が必要です。

ウ 床面積の算定

劇場等(劇場、映画館、演芸場、結婚式場、料理店、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場及び百貨店その他の店舗)、事務所、その他の特定用途、特殊機械室等、住宅・共同住宅・義務教育の学校等、その他の非特定用途毎に、床面積を算定します。

(参考) おもな用途の区分について

確認申請上の用途	名古屋市駐車場条例における用途	
銀行	事務所	特定部分
塾		
配送センター	倉庫	
介護保険法に規定する介護老人保健施設 （入所定員が20人以上）	病院	
スポーツジム	体育館	
ショールーム	展示場	
神社・寺院・教会	その他の非特定用途	非特定部分
医院・診療所・施術所		
老人ホーム		
老人福祉施設		
専修学校		
駅舎・駅施設	市長が指定する用途 等（特殊機械室等）	
サービス付高齢者住宅	共同住宅	
グループホーム		

エ 建築物の規模

建築物の床面積(駐車場等を除く。)が、

- ・ 特定部分のみの建築物：床面積の合計・・・1,500㎡
 - ・ 非特定部分のみの建築物：床面積の合計・・・2,000㎡
 - ・ 特定部分と非特定部分の複合用途
： 特定部分＋非特定部分×3/4の床面積の合計・・・1,500㎡
- を超える場合は、附置義務駐車場が必要です。

オ 床面積の遡減

(ア) 事務所の用途に供する部分で床面積が10,000㎡を超える部分

事務所の用途に供する部分で床面積が10,000㎡を超える部分は、床面積に応じて、それぞれ0.7、0.6、0.5を乗じた床面積を、附置義務駐車場の台数の算定に用いる事務所の用途に供する部分の床面積とみなします。

用 途	床 面 積
10,000㎡以下の部分	㎡ × 1.0 = ㎡
10,000㎡を超え 50,000㎡以下の部分	㎡ × 0.7 = ㎡
50,000㎡を超え100,000㎡以下の部分	㎡ × 0.6 = ㎡
100,000㎡を超える部分	㎡ × 0.5 = ㎡
合 計	㎡

(イ) 住宅、共同住宅及び義務教育の学校等の用途に供する部分

住宅、共同住宅及び学校教育法第1条で規定される小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条で規定される児童福祉施設の用途に供する部分は、附置義務駐車場の台数

の算定に用いる非特定部分の床面積から除きます。

ただし、共同住宅の場合は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例(平成11年名古屋市条例第40号)及び同施行細則(平成12年名古屋市規則第3号)(以下「中高層条例」という。)により、駐車施設の設置が義務付けられています。(詳しくは建築指導課にお問い合わせください。)

また、共同住宅と店舗等の複合建築物の場合は、中高層条例により共同住宅のために必要とされる駐車施設と条例により店舗等のために必要な附置義務駐車場を合わせた駐車施設を設置しなければなりません。

カ 一般車用駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

各用途ごとに床面積を原単位で除して、それらを合計します。

ただし、市長が指定する施設等の用途に供する部分にかかる附置義務駐車場の台数が、5台を超える場合は5台とします。

(台)

用 途	附置義務駐車場の台数
劇 場 等 (劇場、映画館、演芸場、結婚式場、料理店、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場及び百貨店その他の店舗)	$\text{m}^2 \div 350 =$
事 務 所	$\text{m}^2 \div 500 =$
特定用途 (劇場等及び事務所を除きます。)	$\text{m}^2 \div 650 =$
非特定用途 (住宅、共同住宅、義務教育の学校等及び特殊機械室等を除きます。)	$\text{m}^2 \div 900 =$
特殊機械室等	$\text{m}^2 \div 900 =$ (5を超える場合は5とします。)
合 計	

(イ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合は、上記で求めた台数に緩和率を乗じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{延べ面積})}{6,000 \times (\text{特定部分} + \text{非特定部分} \times 3/4) - 1,500 \times \text{延べ面積}}$$

(ウ) 附置義務駐車場の台数の算定

上記算定方法により、算定した数値の小数点以下を切り上げたものを、附置義務駐車場の台数とします。

(エ) 一般車用駐車場の台数の算定

一般車用駐車場の台数は、附置義務駐車場の台数から荷さばき駐車場の台数(条例第3条の3第2項の規定により台数に含めた場合に限る。)と車椅子用駐車場の台数を減じた台数とします。

(2) 増築等

条例（建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置）

第3条の2 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分の床面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替（基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数以上の規模を有する駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。ただし、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない台数以上の規模を有する駐車施設を既に附置しているときは、この限りでない。

増築又は用途の変更を行う場合は、増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数を算定し、その台数から増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数を差し減じた台数を、新たに附置義務駐車場として附置しなければなりません。

駐車場条例の改正に伴い、増築又は用途の変更により必要な附置義務台数が減る場合もありますので、附置義務台数を再度算定してください。

なお、詳細については別冊の「名古屋市駐車場条例等の解説(増築編)」を参考にしてください。

3 荷さばき駐車場

(1) 新築

条例（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の3 次表左欄に掲げる地区内又は地域内において、建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に同表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数（1台未満の端数は切り捨て、10台を超える場合にあっては10台とする。）以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない。

地区・地域	自動車の駐車台数の割合
駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域	倉庫の用途に供する部分の床面積に対して 2,500 平方メートルごとに1台
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分の床面積に対して 5,000 平方メートルごとに1台
	特定用途（倉庫及び百貨店その他の店舗の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して1万平方メートルごとに1台

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、第3条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内に、条例の適用を受ける規模以上の建築物を新築しようとする場合は、建築物又は建築物の敷地内に建築物の規模に応じた荷さばき駐車場を附置しなければなりません。

ア 床面積の算定

倉庫、百貨店その他の店舗、その他の特定用途ごとに床面積を算定します。

イ 荷さばき駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

各用途ごとに床面積を原単位で除して、それらを合計します。

ただし、合計が10台を超える場合は、10台とします。

(台)

用 途	荷さばき駐車場の台数
倉 庫	$\text{m}^2 \div 2,500 =$
百貨店その他の店舗	$\text{m}^2 \div 5,000 =$
その他の特定用途	$\text{m}^2 \div 10,000 =$
合 計	(10を超える場合は10とします。)

(イ) 荷さばき駐車場の台数の算定

上記の算定方法により、算定した数値の小数点以下を切り捨てたものを荷さばき駐車場の台数とします。

ただし、上記により算定した荷さばき駐車場は、条例第3条又は第3条の2で算定した附置義務駐車場の台数に含めることができます。

(2) 増築等

条例（建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の4 第3条の2の規定は、建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「次条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により新たに附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、第3条の2の規定により新たに附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

増築又は用途の変更を行う場合は、増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数を算定し、その台数から増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数を差し減じた台数を、新たに荷さばき駐車場として附置しなければなりません。

増築又は用途の変更の内容や、駐車場条例の改正により、必要な荷さばき駐車場の附置義務台数が減る場合もありますので、再度算定してください。

なお、詳細については別冊の「名古屋市駐車場条例等の解説(増築編)」を参考にしてください。

4 車椅子用駐車場

条例（駐車施設の規模）

第3条の6第3項 第1項の規定にかかわらず、第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の台数が15台以上30台未満の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも1台分は、30台以上50台未満の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも2台分は、50台以上の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも3台分は、車椅子の利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

附置義務駐車場を一定台数以上附置した場合は、その台数に応じて一定台数を車椅子用駐車場としなければなりません。

車椅子用駐車場とする台数は、附置義務駐車場の台数により次のように算定します。

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
15台未満	0 台
15台以上 30台未満	1 台
30台以上 50台未満	2 台
50台以上	3 台

なお、車椅子用駐車場の設置にあたっては、円滑な動線の確保に努めてください。

第3章 駐車施設の規模等

1 一般車用駐車場

条例（駐車施設の規模）

第3条の6第1項 第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、かつ、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

取扱基準

5 駐車施設の規模

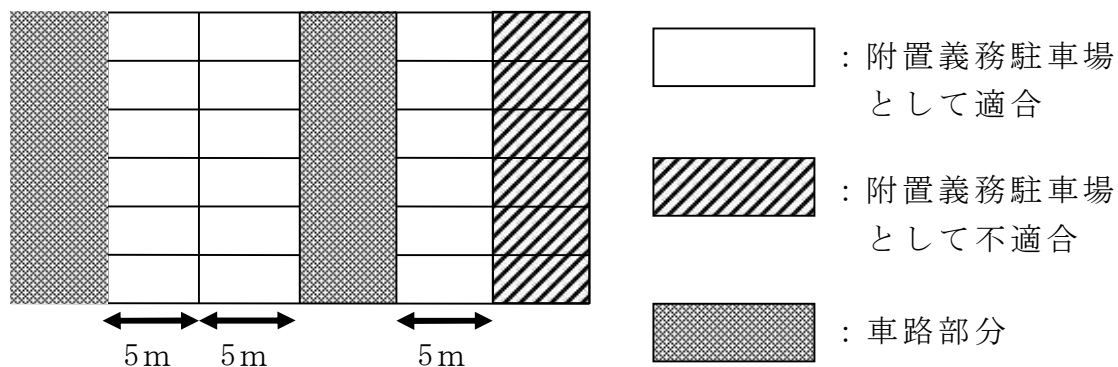
- (1) 条例第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設を建築物内に附置する場合においては、駐車施設及びそれに附属する車路のはり下の高さは、2.1メートル以上とするものとする。

一般車用駐車場の駐車施設は、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上及びはり下の高さ(天井高の方が低い場合は天井高)2.1メートル以上とし、また、他の自動車に影響されることなくいつでも自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければなりません。

建築物内に附置義務駐車場を附置する場合で、駐車場の床面積の合計が50㎡以上の場合などは、愛知県建築基準条例(昭和39年条例第49号。以下「県条例」という。)で規定される構造としなければなりません。

また、駐車施設を一般公共の用に供する駐車施設とし、駐車施設の床面積の合計が500㎡以上の場合は、施行令第7条から第15条に規定する構造としなければなりません。

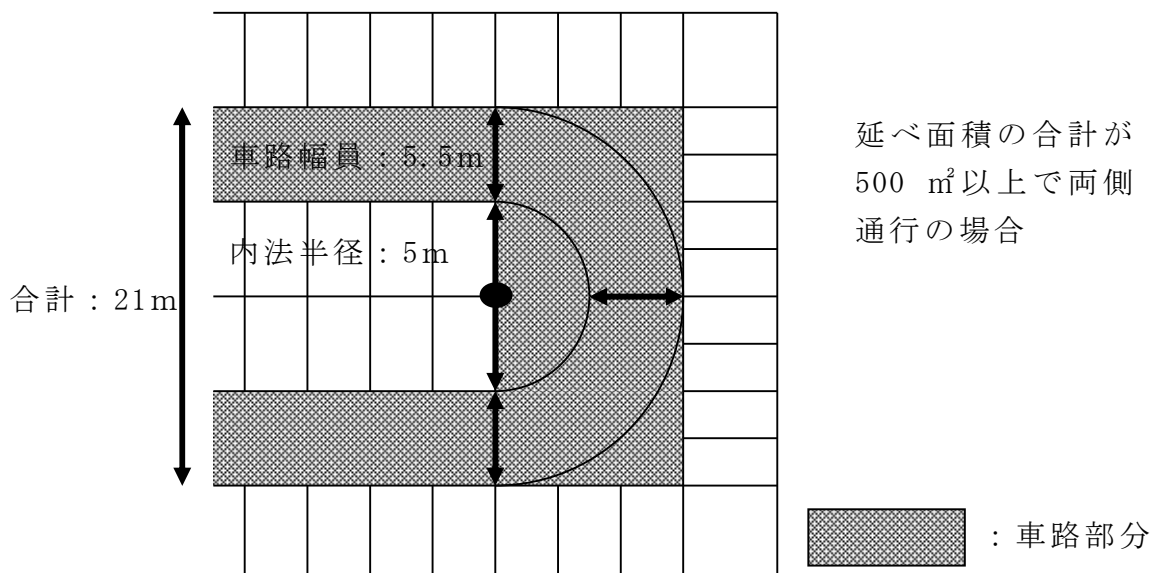
次に、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができる基準の参考となる県条例第25条、第26条及び施行令の基準を示します。



< 参考 >

根拠法令		県条例第25条	県条例第26条	駐車場法施行令
駐車場	要件 建築物内の駐車場 (住宅に附属するものを除く。)		建築物内の駐車場	一般公共駐車場
	床面積の合計		50㎡以上	500㎡以上(車路を除く。)
	天井及び はり下の高さ		—	高さ2.1m以上
車路	幅員	両側通行		5.5m以上
		片側通行		3.5m以上
		屈曲部		5m以上の内のり半径
	天井及び はり下の高さ			2.3m以上
	傾斜部			縦断勾配は17%未満とし、路面は粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
駐車施設の出入口		交差点から5m以内の道路等に面して設置不可	—	交差点から5m以内の道路等に面して設置不可
換気装置		—	床面積1㎡ごとに毎時14㎡以上の外気を供給する機械換気設備を設置。ただし、開口部の有効な部分の面積がその階の1/10以上であるものについては、この限りでない。	床面積1㎡につき14㎡/h以上直接外気と交換する能力を有する換気設備を設置。ただし、開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りでない。

車路の幅員等の考え方



2 荷さばき駐車場

条例（駐車施設の規模）

第3条の6第2項 第3条の3又は第3条の4の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

取扱基準

5 駐車施設の規模

- (2) 条例第3条の3又は第3条の4の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を建築物内に附置する場合には、荷さばきのための駐車施設及びそれに附属する車路のはり下の高さは、3メートル以上とするものとする。

荷さばき駐車場は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上及びはり下の高さ（天井高の方が低い場合は天井高）3メートル以上、又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上及びはり下の高さ（天井高の方が低い場合は天井高）3メートル以上とし、又、他の自動車に影響されることなくいつでも自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければなりません。

荷さばき車両には、車両の後方が開く車両と横側が開く車両がありますので、荷さばきを車両の後方で行う場合と横側で行うことが想定されます。そこで、荷さばき駐車場の形状は、車両の後方で荷さばきを行う場合の形状（幅3m以上、奥行7.7m）と車両の横側で荷さばきを行う場合の形状（幅4m以上、奥行6m）の2種類の内から適宜判断し、いずれかの形状としてください。

3 車椅子用駐車場

条例（駐車施設の規模）

第3条の6第3項 第1項の規定にかかわらず、第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の台数が15台以上30台未満の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも1台分は、30台以上50台未満の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも2台分は、50台以上の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも3台分は、車椅子の利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

車椅子用駐車場は、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上及びはり下の高さ（天井高の方が低い場合は天井高）2.1メートル以上とし、又、他の自動車に影響されることなくいつでも自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければなりません。

4 機械式駐車場

条例（駐車施設の規模）

第3条の6第5項 第1項及び第3項の規定は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めた特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めたものについては、適用しない。

取扱基準

5 駐車施設の規模

- (3) 条例第3条の6第5項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めたものとは、特殊の装置の安全性について社団法人立体駐車場工業会が認定したもので、有効な前面空地を有するものをいう。

(1) 構造

附置義務駐車場としての機械式駐車場は、単純2層式（下段の自動車を移動させないと上段の自動車を移動させることができないもの）ではなくピット式、パレット式、タワー式又はカーリフト等とし、他の自動車を移動させることなく自動車の駐車、及び出入りができるものとしなければなりません。

また、有効な前面空地を有するものでなければなりません。次に、有効な前面空地の基準の参考となる県条例第26条などの基準を示します。

<参考>

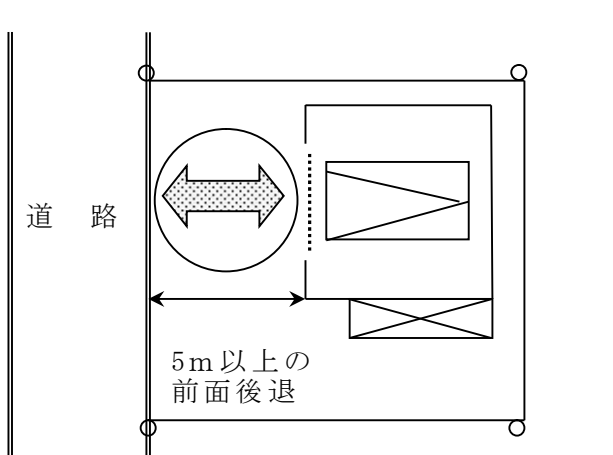
駐車施設の床面積の合計が500㎡以上の場合は、県条例第26条で規定される構造としなければなりません。

根拠法令	県条例第26条
前面空地	自動車車庫に自動車を昇降させる設備を設ける場合は、当該設備の出入口の前面に、敷地内の奥行が6m以上（長さが5.05m以下の自動車用の設備にあっては、5.5m以上）及び幅が5.5m以上の空地又はこれに代わる車路を設けること。

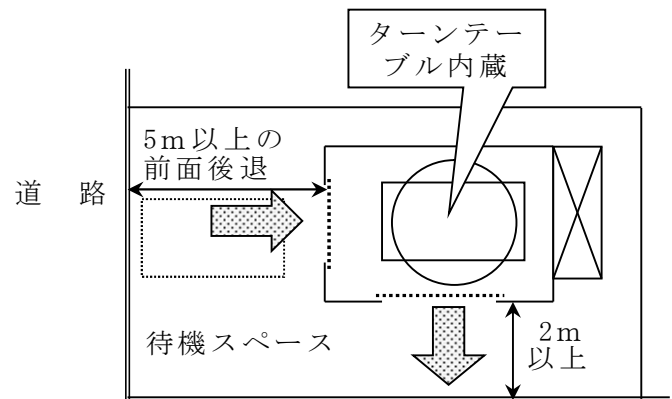
駐車施設の床面積の合計が500㎡未満の場合は、次の基準を参考にしてください。

(ア) タワー式

原則として5m以上（又は収容できる自動車の長さ以上）又はターンテーブルを設置することができる空地を設け、かつ前面の見通しを考慮するものとします。また、自動車が入庫・出庫する部分が別々に設けられている場合は、出庫側に奥行き2m以上の前面空地が確保されていればよいものとします。



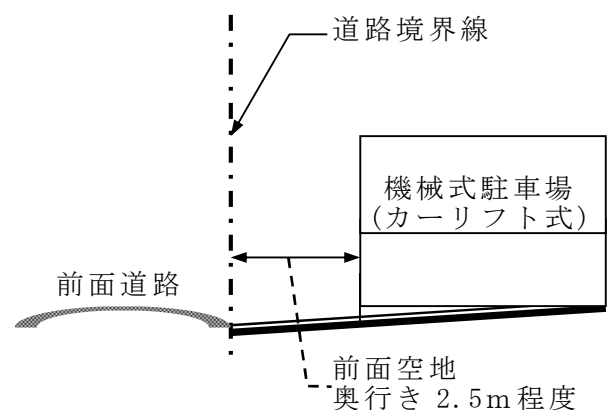
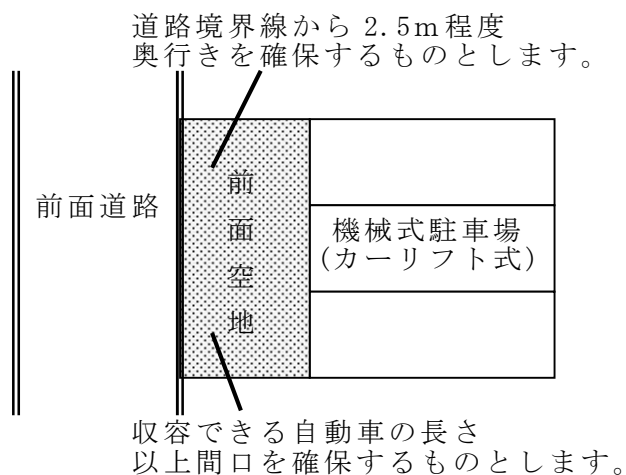
< 出入口が兼用の場合 >



< 出入口が別々の場合 >

(イ) カーリフト式

駐車施設利用者が機械を操作する間、前面道路の交通を妨げないよう敷地内に自動車を停車させることができる最小限必要な空地（奥行きが2.5m程度、間口が収容できる自動車の長さ以上）を確保するものとします。



(2) 車椅子用駐車場

附置義務駐車場で、車椅子用駐車場が必要となる場合は、機械式駐車場とは別に幅3.5m以上、奥行き6m以上の駐車施設を確保する必要があります。

ただし、「機械式駐車場におけるバリアフリーに関するガイドライン(平成15年社団法人立体駐車場工業会)」により公益社団法人立体駐車場工業会が認めた機械式駐車場は、車椅子用駐車場としてみなすことができます。

(3) 認定書

機械式駐車場を附置義務駐車場とする場合は、国土交通大臣により認定されたものとする必要があります。

機械式駐車場を附置義務駐車場とする場合は、名古屋市建築基準法等施行細則(平成12年名古屋市規則第85号)第3条第1項第5号に規定する駐車場調書(以下「駐車場調書」という。)にこれら各種認定書の写しを添付してください。

認定事項	認定機関	附置義務駐車場	
			車椅子用駐車場
施行令第15条	国土交通大臣	必要	必要
特殊装置の安全性	公益社団法人 立体駐車場工業会	必要	必要
バリアフリーに関する ガイドライン	公益社団法人 立体駐車場工業会	—	必要

※特殊装置の安全性に関しては、平成27年1月1日以降に施行令第15条の認定を受けた装置、及び、平成12年度までに施行令第15条の認定を受けた装置は、国土交通省(建設省)の認定の基準に特殊装置の安全性に関する項目が含まれるため、(公社)立体駐車場工業会の認定書を要しないものとする。

第4章 附置の特例

1 駐車施設の設置に関する特例(一般車用駐車場)

(1) 要件

条例（附置の特例）

第5条 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所にそれぞれの該当する規定により定められている規模を有する駐車施設を設けるときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

取扱基準

6 市長が特にやむを得ないと認めた場合

条例第5条第1項に規定する市長が特にやむを得ないと認めた場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 建築物の建築主が、同一敷地とみなし得る位置に条例第5条の規定に適合する駐車施設を設け、又は所有している場合
- (2) 既存建築物の上階又は後方に増築する場合で、既存建築物の構造上駐車施設に模様替等することが不可能な場合
- (3) 駐車施設若しくは自動車の出入口の位置が法令等に抵触し、駐車施設又は自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合
- (4) 建築物の敷地内に公共の用に供する施設が設置されるなどして、駐車施設又は自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合
- (5) 前面道路に交通規制があり自動車の出入りが不可能又は困難な場合
- (6) 前面道路の歩行者又は自動車の交通量が多く、交通安全上駐車施設又は自動車の出入口を設けることが適当でないと認められる場合
- (7) 駐車施設又は自動車の出入口を設けようとした場合に、撤去又は移動することが困難な障害物が道路上にある場合
- (8) 建築物の敷地の間口が狭小なため安全な駐車施設を設置することが困難な場合
- (9) 建築物の敷地が、歩行者空間を積極的に整備する路線にのみ面している場合
- (10) 建築物の敷地が次に掲げる区域内にある場合（附置しなければならない駐車施設の台数が50台を超える場合で、建築物又は建築物の敷地内に50台以上の駐車施設を附置しているときに限る。）
（省略）（取扱基準 P 101～107参照）（別図1 P 108参照）
- (11) 条例第3条又は第3条の2の規定により附置された駐車施設が、一時的な事由により使用することができなくなる場合（当該事由が消滅した後に、附置しなければならない駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設置することができるときに限る。）
- (12) 敷地面積が500平方メートル未満の場合

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりませんが、建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所（ただし、取扱基準6(1)による場合は同一敷地とみなし得る位置に限ります。）に駐車施設を設置すれば、建築物又は建築物の敷地内に附置義務駐車場を附置しないことができます。

ア 市長が特にやむを得ないと認めた場合について

(ア) 取扱基準6(1)

同一敷地とみなし得る位置とは、隣接敷地のほか、同一街区内または道路を挟んだ向かい側とします。

(イ) 取扱基準6(5)

交通規制とは、長時間歩行者天国などにより通行禁止になることなどとしてします。

(ウ) 取扱基準6(8)

建築物の敷地の間口が狭小とは、間口が概ね10m以下の場合とします。

(エ) 取扱基準6(9)

歩行者空間を積極的に整備する路線とは、次の各路線とします。

a 景観法に基づく「名古屋市景観計画」により、都市景観形成地区内における景観形成基準で、「駐車場の出入口は、原則として〇〇に面して設置しない。」などと規定されている路線とし、別記参考図1（P 111～113参照）に都市景観形成地区及び景観形成基準(抜粋)を示してあります。

b 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)により定められた交通バリアフリー法重点整備地区基本構想で、「特定経路」又は「準特定経路」として指定されている路線とし、別記参考図2（P 114～116参照）に各地区の交通バリアフリー整備基本方針図を示してあります。

(オ) 取扱基準6(11)

一時的な事由とは、恒久的な附置義務駐車場を整備するために行う工事などとし、本号による附置の特例の承認は当該事由が終了したときにその効力を失うものとします。

イ 隔地駐車場の要件について

(ア) 建築物の所有者が変更となる場合は、当該建築物の隔地駐車場の維持及び管理の責任を継承するものとします。

(イ) 隔地駐車場を設置する場合は、他の用途へ転用されるおそれのない場所に設置するものとします。

(ウ) 隔地駐車場が機械式駐車場でない場合は、隔地駐車場とする駐車施設を固定するものとします。

- (エ) 隔地駐車場は、原則として建築物の建築主が所有する土地又は建築物に設置することとします。また、所有していない場合であっても、長期間の貸借期間（10年間以上の契約期間）とする契約等を締結することにより駐車施設を設置することができるものとします。長期間の貸借期間を設定することができない場合は、最低 1年間以上の契約期間とする「自動更新」契約等とすることができます。ただし、「自動更新」でない契約等の場合は、契約更新の報告を10年間行うことでこれに代えることができます。また、当該建築物が10年未満の範囲内において償却されることが明らかな場合は、貸借期間及び報告期間を10年未満とすることができます。
- (オ) 貸借契約期間が終了するなどして貸借契約が解約される場合は、建築物が存在する限りは速やかに再契約する必要があります。駐車場が業務を停止するなどして貸借契約が解約となる場合は、他の駐車場と貸借契約を行い条例第6条に基づく変更申請をする必要があります。
- (カ) 都市計画法第11条の規定により定められた都市計画駐車場は、原則として隔地駐車場とすることはできません。
- (キ) 隔地駐車場は、原則として次の各事項に適合する位置にある駐車施設とします。
- a 建築物の敷地が属する同一街区又はそれに近接する駐車場とします。ただし、適当な駐車施設がない場合は、建築物の敷地から平面的な歩行距離でおおむね300m以内、かつ、幅員20mを超える道路（広幅員道路）を横切らない位置にある駐車場とすることができます。
 - b 一箇所において隔地駐車場の全てを確保するものとします。ただし、周辺の駐車場立地状況等により、やむを得ない場合は複数箇所で隔地駐車場を確保できるものとします。
 - c 歩行者空間を積極的に整備する路線に出入口を有しない駐車場とします。

隔地駐車場の主要要件をまとめると以下の表のとおりです。

根拠	取扱基準6(1)	取扱基準6(2)～(12)
設置場所	・用途転用のおそれのない場所	
隔地距離	・同一敷地とみなし得る位置	・建築物の敷地からおおむね300m以内
契約期間	・自己所有でない場合は、原則として10年以上の貸借契約等（長期間の貸借期間の設定ができない場合は、最低1年間以上の契約期間とする自動更新契約でも可）	
その他	・機械式駐車場でない場合は駐車施設を固定 ・幅員20mを超える道路を横切らない位置 ・原則として1箇所で隔地駐車場の全てを確保	

(2) 申請

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条第2項 条例第6条の規定により、条例第5条第1項から第4項までに規定する承認を受けようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面（同条第4項に規定する承認を受けようとする者にあつては、当該図面及び同項の措置の内容を明らかにする書類）を添えて、市長に提出しなければならない。（第3号様式 P 93、94参照）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 （建築物 又は建築物の敷地内の駐車施設を除く。）	付近見取図	方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。（第5号様式 P 98参照）

条例第5条第1項の規定に関して、市長に附置の特例の適用を申請する者（以下「申請者」という。）は、条例第6条の規定により附置の特例にかかる申請手続きをする必要があります。

条例第6条に規定する申請等の手続きは、次のように実施します。

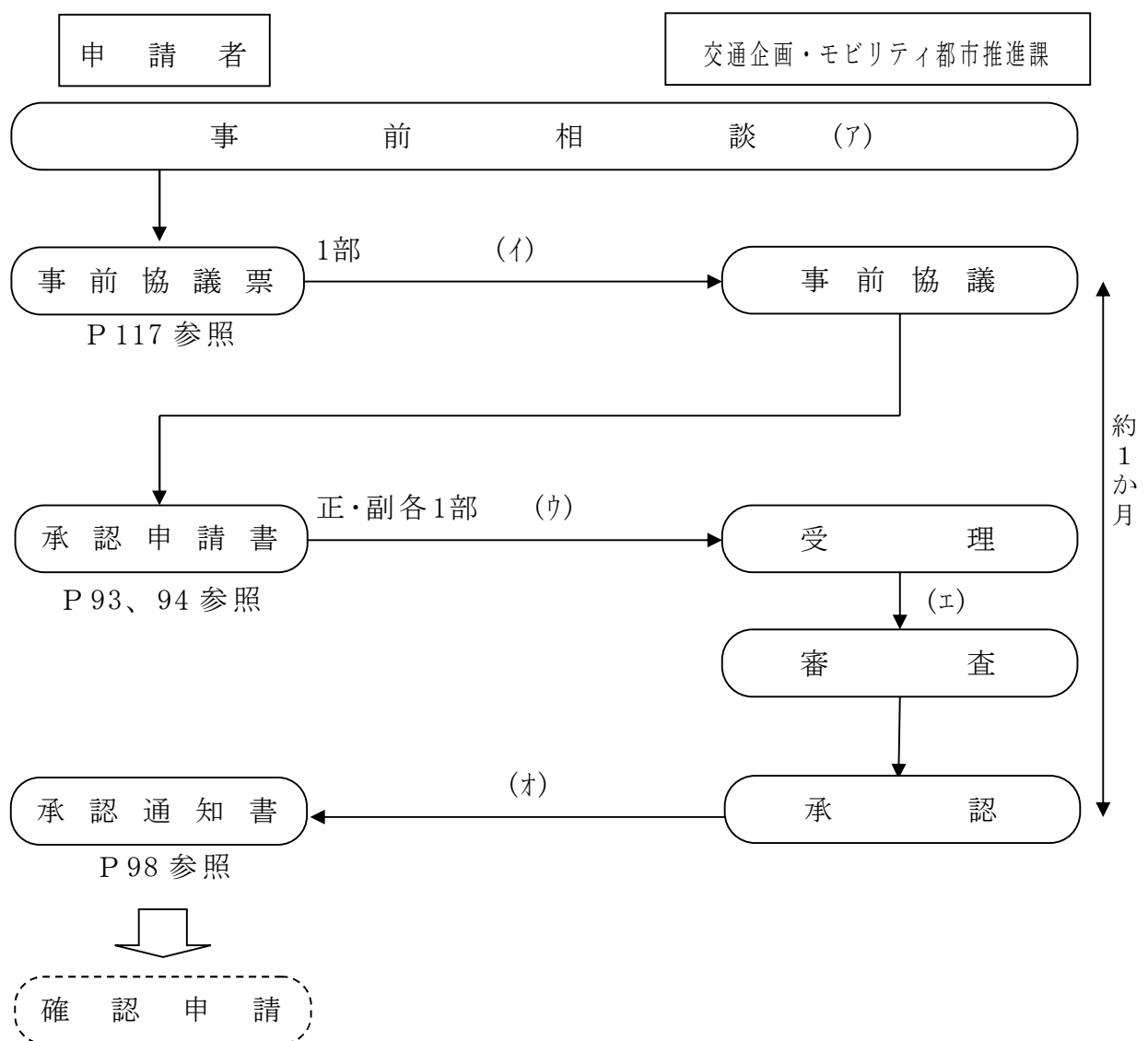
ア 申請者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

イ 申請者は、事前協議票に必要な図面等を添付して交通企画・モビリティ都市推進課に提出し、交通企画・モビリティ都市推進課にて事前協議を行います。（事前協議票 P 117参照）

ウ 事前協議完了後、申請者は、承認申請書に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。（承認申請書 P 93、94参照）

エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認申請書を受理し、申請された内容を審査します。

オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認決定後、規則第5条第7項に規定する承認通知書を申請者に交付します。なお、承認通知書は確認申請時に添付していただく必要があります。（承認通知書 P 98参照）



(3) 表示板

条例（表示板の設置）

第5条の2 前条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者は、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に設ける駐車施設の位置、台数等を記載した表示板を設置しなければならない。

2 前項の規定による表示板の様式は、規則で定める。

規則（表示板の様式）

第4条 条例第5条の2第2項の表示板の様式は、第1号様式とする。（第1号様式 P 91参照）

条例第5条第1項の規定により隔地駐車場を設置する場合は、表示板を設置しなければなりません。

表示板には、建築物及び隔地駐車場の位置、隔地駐車場の台数、承認年月日、承認番号を明記するものとします。建築物及び隔地駐車場の位置については、方位、道路、町名等により分かりやすく表現するものとします。

また、表示板の材質は耐久性のあるものとし、大きさは縦50cm以上、横30cm以上とし、建築物の見やすい場所に堅固に固定するものとします。

(4) 報告

条例（報告）

第5条の4 市長は、第5条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、駐車施設等の状況について、必要に応じ、報告を求めることができる。

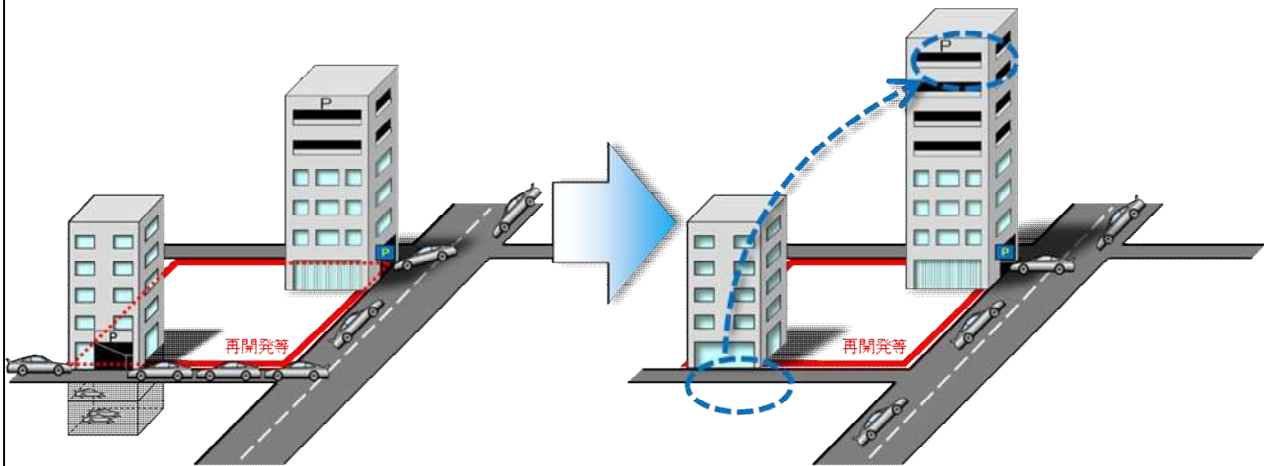
条例第5条第1項の規定により申請した場合は、市長が求めるときは、条例第5条の4の規定により隔地駐車場の状況等について報告しなければなりません。

2 駐車施設の設置に関する特例（駐車場の共同化）

共同化のイメージ（複数の建築物を建築する場合）

特例を適用しない場合

特例を適用する場合



建築物毎に駐車場設置が必要

- ・ 前面道路が狭小のため渋滞発生
- ・ 地下駐車場の整備により事業費が高騰

一方の建築物内へ隔地可能

- ・ 自動車交通が円滑化
- ・ 経済合理性が高い事業計画策定が可能

(1) 要件

条例（附置の特例）

第5条第2項 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、2以上の建築物について、当該2以上の建築物の存する地区又は地域の地形、交通事情等からみて一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めた場合において、当該2以上の建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を一団として設けるときは、当該2以上の建築物又は当該2以上の建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

取扱基準

7 合理的であると市長が認めた場合

条例第5条第2項に規定する合理的であると市長が認めた場合とは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 一団として駐車施設を設けることで、歩行者等の安全が確保でき、自動車の交通処理が円滑になること
- (2) 条例第5条第2項の2以上の建築物それぞれの着工予定年月もしくは完了予定年月の差が、原則として3箇月以内であること

- (3) 原則として条例第5条第2項の2以上の建築物の供用開始をする時には、一団として設ける駐車施設（以下「共同駐車場」という。）が供用開始していること
- (4) 共同駐車場が、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）（以下「施行令」という。）に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (5) 条例第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者が、共同駐車場の使用に関する正当な権原を有すること

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりませんが、複数の建築物を建築する際等に、それぞれの建築物の存する地区又は地域の地形、交通事情等からみて一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めた場合は、それぞれの建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設（共同駐車場）を設置すれば、建築物又は建築物の敷地内に附置義務駐車場を附置しないことができます。

ア 合理的であると市長が認めた場合について

合理的であると市長が認めた場合とは、建築物の存する地区又は地域の地形、交通事情等による場合のほか、市の認可を伴う事業計画等に定められている場合等とし、以下の要件を全て満たす必要があります。

(ア) 取扱基準7(1)

駐車施設を各建築物の敷地内に設けるよりも一団として設けた方が、歩行者等の安全が確保でき、かつ交通処理の円滑化が図られることが見込まれる場合とします。

(イ) 取扱基準7(2)

承認申請時において各建築物の計画上の着工予定時期の差が3ヶ月以内、もしくは承認申請時において各建築物の計画上の完了予定時期の差が3ヶ月以内である必要があります。

(ウ) 取扱基準7(3)

原則、各建築物の供用開始時には共同駐車場の供用が開始していることとします。ただし、工事期間中に生じた不測の事態等により共同駐車場の供用開始が遅れる場合は、協議の上、近隣で一時的に確保していただきます。

(エ) 取扱基準7(4)

共同駐車場は、その規模、利用形態（一般公共用、専用等）に係らず、施行令に定める構造及び設備の基準に適合している必要があります。

(オ) 取扱基準7(5)

共同駐車場の利用形態（一般公共用、専用等）については、その所有者が判断することになりますが、条例第5条第2項の適用を受ける建築物の利用者が、いつでも共同駐車場を利用することができるようにする必要があります。

上記(イ)、(ウ)についてまとめると、以下のようになります。

承認申請時の計画			
各建築物の 着工予定時期の差	各建築物の 完了予定時期の差	供用開始時期	
		①※→②※の順	②※→①※の順
3か月以内	3か月以内	○	×
	3か月超	○	×
3か月超	3か月以内	○	×
	3か月超	×	×

※ ①：共同駐車場

②：駐車場を整備しない建物

計画では①→②の順であったが、工事の遅れ等により、結果的に②→①の順となってしまう場合は、①が完成するまでの間、近隣で一時的に代替の駐車場を確保すること

イ 共同駐車場の要件について

- (ア) 建築物の所有者が変更となる場合は、当該建築物の共同駐車場に関する権利等を継承するものとします。
- (イ) 共同駐車場を設置する場合は、他の用途へ転用されるおそれのない場所に設置するものとします。

(2) 申請

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条第2項 条例第6条の規定により、条例第5条第1項から第4項までに規定する承認を受けようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面（同条第4項に規定する承認を受けようとする者にあつては、当該図面及び同項の措置の内容を明らかにする書類）を添えて、市長に提出しなければならない。（第3号様式 P 93、94参照）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 （建築物 又は建築物の敷地 内の駐車施設を除く。）	付近見取図	方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。（第5号様式 P 98参照）

8 条例第5条第2項に規定する承認を受けた者は、同項の2以上の建築物の工事を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

条例第5条第2項の規定に関して、市長に附置の特例の適用を申請する者（以下「申請者」という。）は、条例第6条の規定により附置の特例にかかる申請手続きをする必要があります。

申請等の手続きは、次のように実施します。

ア 申請者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

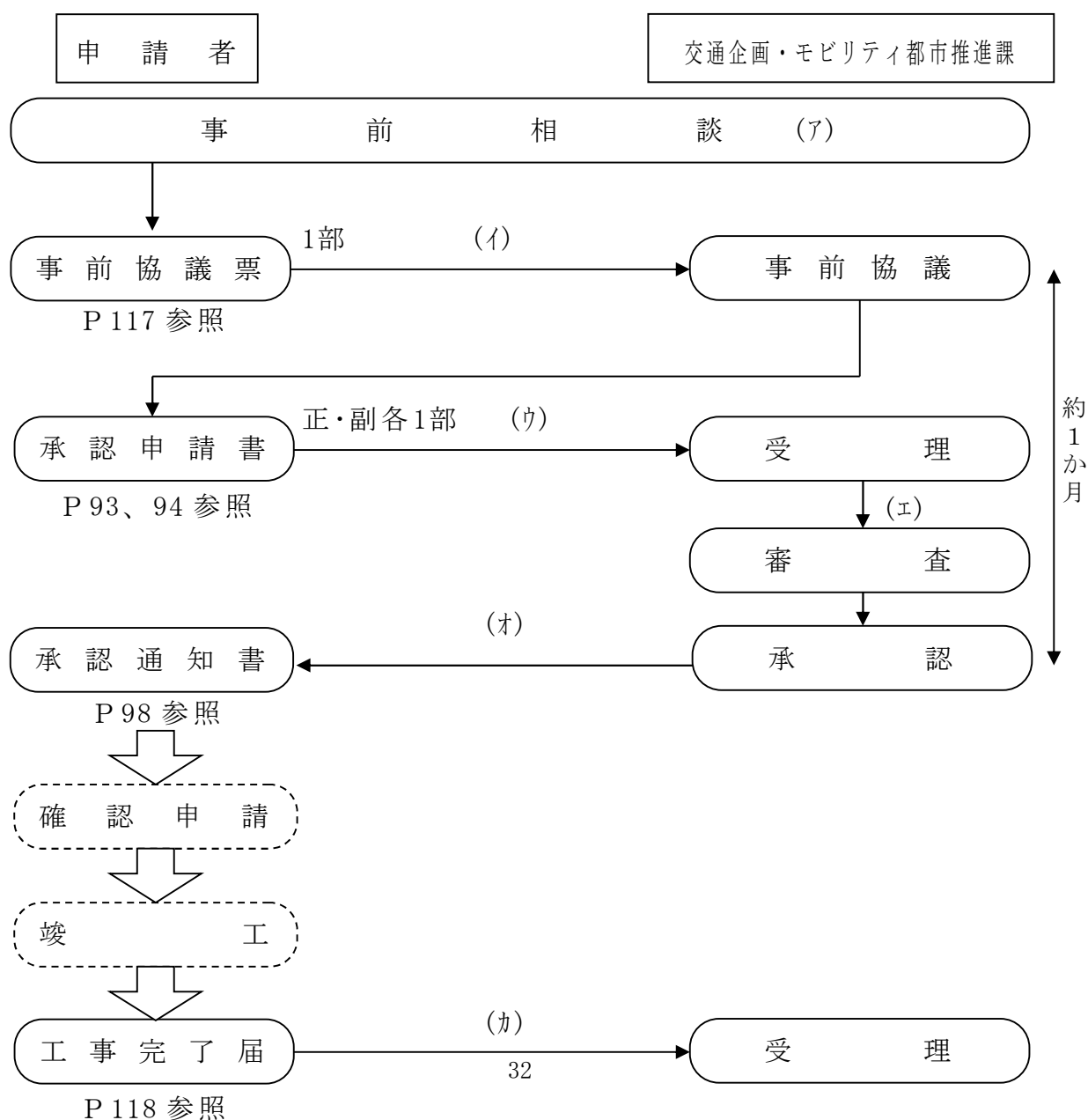
イ 申請者は、事前協議票に必要な図面等及び各建築物の工事期間（着工予定年月及び完了予定年月）が分かるものを添付し、交通企画・モビリティ都市推進課にて事前協議を行います。（事前協議票 P 117参照）

ウ 事前協議完了後、申請者は、承認申請書に必要な図面等及び各建築物の工事期間（着工予定年月及び完了予定年月）が分かるものを添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。（承認申請書 P 93、94参照）

エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認申請書を受理し、申請された内容を審査します。

オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認決定後、規則第5条第7項に規定する承認通知書を申請者に交付します。なお、承認通知書は確認申請時に添付していただく必要があります。（承認通知書 P 98参照）

カ 申請者は、建築物の竣工後、工事完了届に建築物及び共同駐車場の写真を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。（工事完了届 P 118参照）



(3) 表示板

条例（表示板の設置）

第5条の2 前条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者は、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に設ける駐車施設の位置、台数等を記載した表示板を設置しなければならない。

2 前項の規定による表示板の様式は、規則で定める。

規則（表示板の様式）

第4条 条例第5条の2第2項の表示板の様式は、第1号様式とする。（第1号様式 P 91参照）

条例第5条第2項の規定により共同駐車場を設置する場合は、表示板を設置しなければなりません。

表示板には、建築物及び共同駐車場の位置、共同駐車場の台数、承認年月日、承認番号を明記するものとします。、建築物及び共同駐車場の位置については、方位、道路、町名等により分かりやすく表現するものとします。

また、表示板の材質は耐久性のあるものとし、大きさは縦50cm以上、横30cm以上とし、建築物の見やすい場所に堅固に固定するものとします。

(4) 報告

条例（報告）

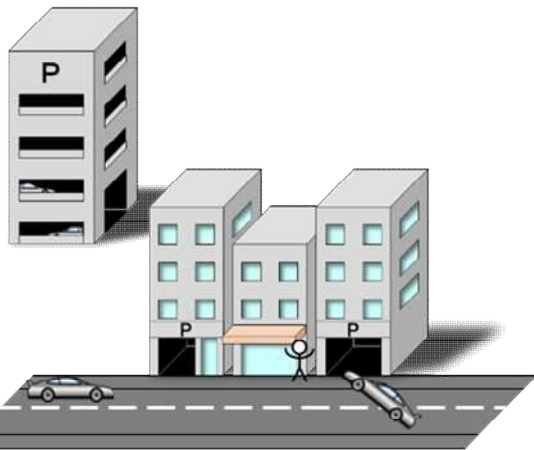
第5条の4 市長は、第5条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、駐車施設等の状況について、必要に応じ、報告を求めることができる。

条例第5条第2項の規定により申請した場合は、市長が求めるときは、条例第5条の4の規定により共同駐車場の状況等について報告しなければなりません。

3 駐車施設の設置に関する特例（駐車場の集約化）

集約化のイメージ

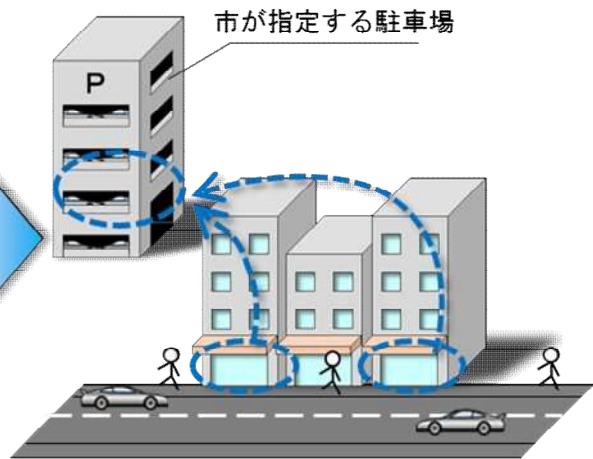
特例を適用しない場合



建築物毎に駐車場設置が必要

- ・建物1階部分が駐車場
- ・歩行者と自動車の動線が交錯

特例を適用する場合



市が指定する駐車場へ隔地可能

- ・建物1階部分の有効活用が可能
- ・にぎわいの連続性が創出

(1) 要件

(1)－1 集約駐車場への隔地

条例（附置の特例）

第5条第3項 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けるときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

取扱基準

8 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合及び市長が認めたもの

条例第5条第3項及び第4項並びに第5条の3に規定する市長が認めた場合及び市長が認めたものとは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 原則として荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設には適用しないこと
- (2) 条例第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける建築物と条例第5条第3項

及び第4項に規定する市長が指定する駐車施設（以下「集約駐車場」という。）との間において合理的な経路が確保されていること（条例第5条第3項及び第4項に規定する承認の場合に限る。次項において同じ。）

- (3) 条例第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者が、集約駐車場の使用に関する正当な権原を有すること

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりませんが、建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合は、建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所にある市長が指定する駐車施設（集約駐車場）内に駐車施設を設置すれば、建築物又は建築物の敷地内に附置義務駐車場を附置しないことができます。

ア 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合について

(ア) 取扱基準8(1)

荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設は、集約駐車場に設置することはできません。ただし、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設置するよりも安全性が高まる等、集約駐車場に隔地した方が合理的な場合は、この限りではありません。

(イ) 取扱基準8(2)

条例第5条第3項の適用を受ける建築物と集約駐車場との間において合理的な経路が確保されている必要があります。経路上に通行が困難な場所がある場合等は認められません。

(ウ) 取扱基準8(3)

条例第5条第3項の適用を受ける建築物の利用者が、いつでも集約駐車場を利用することができるようにする必要があります。そのため、集約駐車場の使用に関する正当な権原については、夜間のみ利用ができる定期券の購入等、特定の時間帯等に限って利用可能なものは認められません。ただし、いつでも利用することができるとは、当該集約駐車場の入出庫取扱時間内とします。

(1)－2 集約駐車場の構造等

取扱基準

9 集約駐車場（抜粋）

集約駐車場は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 建築物である駐車施設であること
- (2) 駐車のに供する部分の面積が500平方メートル以上の規模を有する駐車施設であること
- (3) 施行令に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (4) 条例第3条の6の規定に適合する駐車施設であること
- (5) 駐車施設の出入口付近の道路に当該駐車施設を利用する自動車の滞留が発生するおそれがないこと
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設でないこと

ア 集約駐車場の構造等について

(ア) 取扱基準9(1)

集約駐車場は建築物である駐車施設とします。平面駐車場と建築物である駐車場とが一体となった駐車施設については、建築物である駐車施設部分のみ指定の対象となります。

(イ) 取扱基準9(2)

その利用形態（一般公共、専用等）にかかわらず、駐車のに供する部分（以下「駐車ます」という。）の面積の合計が500平方メートル以上とします。また、平面駐車場と建築物である駐車場とが一体となった駐車施設については、建築物である駐車施設部分において駐車ますの面積の合計が500平方メートル以上である必要があります。

(ウ) 取扱基準9(3)

集約駐車場の構造及び設備は、指定の申出手続きをする時点において施行令に定める基準に適合していなければなりません。機械式駐車場については、平成27年1月1日以降の大臣認定を受けたものに限りします。

(エ) 取扱基準9(4)

集約駐車場の駐車ますの大きさは、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上である必要があります。荷さばき用及び車椅子用の駐車ます（荷さばき用は幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上。車椅子用は幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上。）が無い場合も指定を受けることはできますが、当該車両に関する附置義務を受け入れることはできません。

(オ) 取扱基準9(5)

附置義務を受け入れることによって駐車場の出入口付近に滞留が発生しないよう、運用に留意してください。

(カ) 取扱基準9(7)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設は、集約駐車場の指定を受けることはできません。

(1)－3 集約駐車場へ附置することができる台数

取扱基準

10 集約駐車場への駐車施設の附置

駐車施設を集約駐車場へ附置する場合には、次のとおりとする。

- (1) 集約駐車場のうち、一般公共の用に供する部分へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、当該部分に係る台数の10分の3以下とする。ただし、集約駐車場に設けることが可能な台数（以下「空き台数」という。）が、一般公共の用に供する部分に係る台数の10分の3以下となる場合は、当該集約駐車場に附置することができる台数は、空き台数以下とする。
- (2) 集約駐車場のうち、一般公共の用に供する部分以外の部分へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、空き台数以下とする。
- (3) 空き台数は、名古屋市駐車場条例施行細則（昭和35年規則第27号）第5条第2項に規定する申請をする際に、集約駐車場の利用状況に基づき算定するものとする。

ア 集約駐車場への隔地について

(ア) 取扱基準10(1)

一般公共の用に供する部分とは、時間貸し駐車場（都市計画駐車場も含む）のような、不特定多数の者が利用できる駐車場のことを指し、定期駐車券についても駐車しますが固定されていないのであれば、一般公共の用に供する部分に該当します。当該部分に附置することができるのは、当該部分の台数の30%までとします。ただし、取扱基準10(3)により算定した空き台数が当該部分の30%を下回る場合は、附置することができるのは空き台数までとします。

(イ) 取扱基準10(2)

一般公共の用に供する部分以外の部分（以下「専用部分」という。）とは、月極駐車場のよう、契約等により特定の者に利用させる駐車場のことを指します。

【集約駐車場へ隔地する場合の例】

○収容台数 100 台の駐車場（全て時間貸し）

- ・受入れることができる台数：最大 30 台（100 台×30%）
- ・取扱基準 10(3)により算定した空き台数が
 - 20 台となった場合（20 台＜最大 30 台） ⇒ 20 台受入れ可
 - 40 台となった場合（40 台＞最大 30 台） ⇒ 30 台受入れ可

○収容台数 60 台の駐車場（全て月極め）

- ・受入れることができる台数：最大 60 台
- ・月極め契約をしている台数が 40 台の場合 ⇒ 20 台受入れ可

○収容台数 100 台の駐車場（時間貸し 80 台、月極め 20 台）

- ・受入れることができる台数：最大 44 台（80 台×30%+20 台）
- ・取扱基準 10(3)により算定した空き台数が 20 台で、
月極め契約をしている台数が 15 台であった場合 ⇒ 25 台受入れ可

【複数の建築物の隔地を受け入れる場合の例】

■収容台数が 100 台の時間貸し駐車場（＝受入れ上限 30 台）

○H30. 4. 1

- ・空き台数を算定 → 20 台
- ・建築物 A の附置義務：10 台 ⇒10 台受入れ

○H30. 10. 1

- ・空き台数を算定 → 15 台
- ・建築物 B の附置義務：20 台 ⇒15 台受入れ
(H30. 10. 1 時点の空き台数が 15 台のため)

○H30. 12. 1

- ・空き台数を算定 → 15 台
- ・建築物 C の附置義務：10 台 ⇒ 5 台受入れ
(受入上限が 30 台、既受入れ台数が 25 台のため)

(ウ) 取扱基準10(3)

a 一般公共の用に供する部分への隔地

(a) 利用状況から空き台数を算出する場合

集約駐車場の入庫台数に関するデータの有無に応じて、以下のとおり算定してください。

入庫台数データの有無		算定の方法
日毎のデータ (過去1年分)	時間毎のデータ (1時間or2時間)	
○	○	過去1年間で平日30番目、休日10番目に入庫台数が多い日について、その時間毎の在車台数のうち、最も少ない空き台数を使用
○	×	- 直近1ヶ月の時間毎の入庫台数を調査 - 平休別で、時間毎の在車台数の平均値を算出 - 過去1年間で、平日20番目、休日5番目に入庫台数が多い日について、上記平均値を用いて在車台数を補正し、最も少ない空き台数を使用
×	×	- 直近3か月（うち7月or12月を含むこととする）の時間毎の入庫台数を調査 - 直近3か月間で、平日5番目、休日2番目に入庫台数が多い日について、その時間毎の在車台数のうち、最も少ない空き台数を使用

※ ○：データ有 ×：データ無

P. 40～42に、空き台数の算定例を示します。

(b) 運用により空き台数を常時確保する場合

附置義務受け入れ台数分を常時確保する運用を行う場合は、常時確保する台数を空き台数とします。

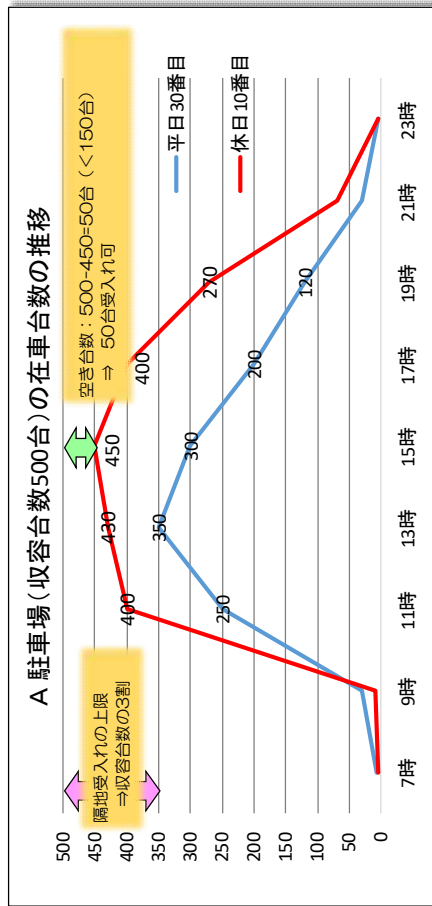
b 専用部分への隔地

月極の契約等が可能な部分を空き台数とします。

①：日毎のデータ有、時間毎のデータ有

過去1年間の日毎の入庫台数			
順位	平日	休日	
1	〇月◇日 2,000	〇月◆日 2,500	
2	〇月〇日 1,950	〇月●日 2,450	
3	◇月〇日 1,900	◇月●日 2,400	
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
10	・	〇月×日 2,300	
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
30	〇月△日 1,500		
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

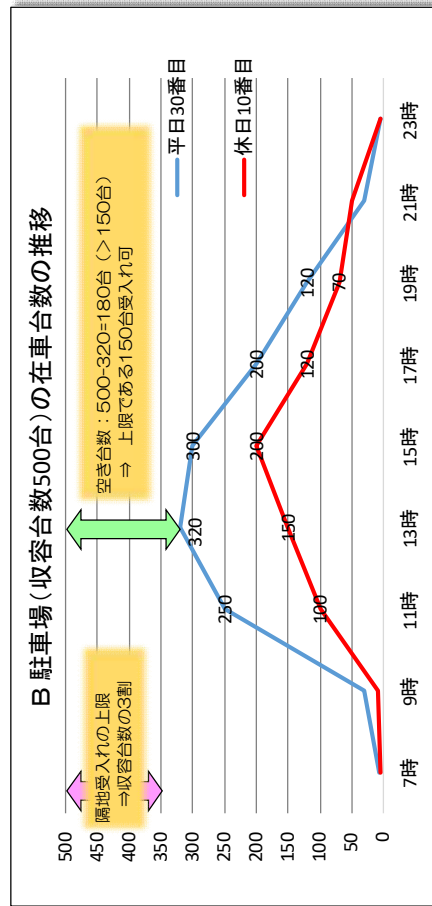
在車台数の推移			
時間	平日30番目	休日10番目	
7時	7	5	
9時	30	10	
11時	250	400	
13時	350	430	
15時	300	450	
17時	200	400	
19時	120	270	
21時	30	70	
23時	5	5	



※空き台数が収容台数の3割を超える場合

過去1年間の日毎の入庫台数			
順位	平日	休日	
1	〇月◇日 1,500	〇月◆日 1,400	
2	〇月〇日 1,450	〇月●日 1,350	
3	◇月〇日 1,400	◇月●日 1,300	
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
10	・	◇月×日 1,000	
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
30	◇月△日 1,200		
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

在車台数の推移			
時間	平日30番目	休日10番目	
7時	7	5	
9時	30	10	
11時	250	100	
13時	320	150	
15時	300	200	
17時	200	120	
19時	120	70	
21時	30	50	
23時	5	5	



②：日毎のデータ有、時間毎のデータ無

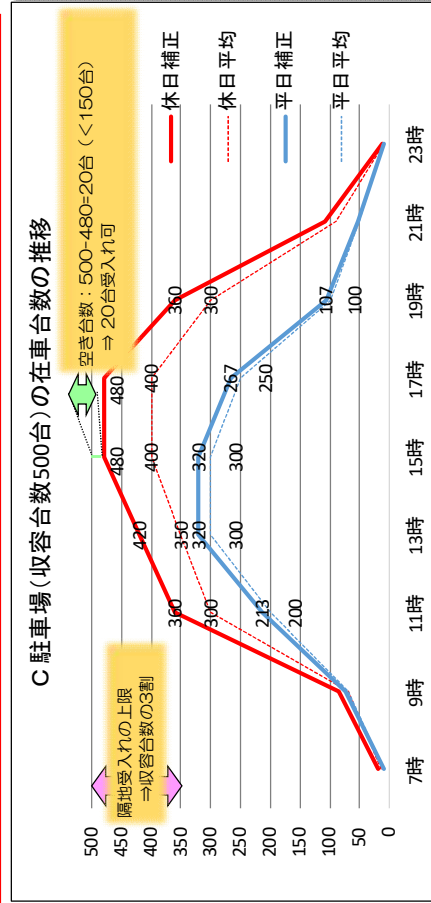
※入庫台数に対する在車台数の比率

直近1ヶ月の時間毎の在車台数												
	6/1 月	6/2 火	6/3 水	6/4 木	6/5 金	6/6 土	6/7 日	6/8 月	6/9 火	6/10 水	...	6/30 火
7時	7	6	3	8	5	10	8	2	3	5	...	5
9時	30	30	20	40	30	10	15	40	50	30	...	35
11時	250	200	300	250	200	400	320	200	270	250	...	220
13時	320	250	300	300	200	450	400	250	420	350	...	270
15時	300	300	220	350	250	430	450	300	300	400	...	300
17時	200	200	150	400	200	350	350	250	200	300	...	230
19時	120	100	100	250	150	270	300	150	70	200	...	150
21時	30	50	40	70	50	70	60	40	10	80	...	80
23時	5	4	8	2	5	5	1	5	2	6	...	6
入庫台数	1,200	1,100	1,000	1,700	1,100	2,000	1,900	1,200	1,300	1,600	...	1,300

直近1ヶ月の時間毎の平均在車台数			
	平日	休日	
7時	10	15	比率※
9時	70	70	比率※
11時	200	300	比率※
13時	300	350	比率※
15時	300	400	比率※
17時	250	400	比率※
19時	100	300	比率※
21時	50	90	比率※
23時	10	10	比率※
入庫台数	1,500	2,000	—

過去1年間の日毎の入庫台数		
順位	平日	休日
1	0月◇日 2,000	0月◇日 2,500
2	0月○日 1,950	0月●日 2,490
3	◇月○日 1,900	◇月●日 2,470
...	...	...
5	...	0月×日 2,400
...	...	...
20	0月△日 1,600	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...
...	...	...

在車台数の推移（補正）		
時間	平日20番目 0月△日	休日5番目 0月×日
7時	11	18
9時	75	84
11時	213	360
13時	320	420
15時	320	480
17時	267	480
19時	107	360
21時	53	108
23時	11	12



③：日毎のデータ無、時間毎のデータ無

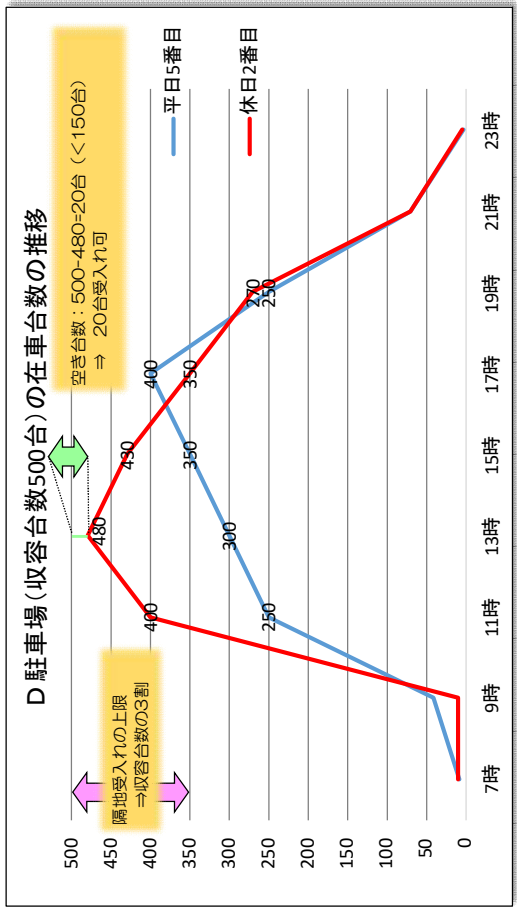
直近3ヶ月の時間毎の在車台数											
	6/1 月	6/2 火	6/3 水	6/4 木	6/5 金	6/6 土	6/7 日	...	7/1 水	7/2 木	8/31 土
7時	7	6	3	8	5	10	8	...	3	5	10
9時	30	30	20	40	30	10	15	...	50	30	20
11時	250	200	300	250	200	400	320	...	270	250	300
13時	320	250	250	300	200	480	400	...	420	350	410
15時	300	300	220	350	250	430	470	...	300	400	440
17時	200	200	150	400	200	350	350	...	200	300	370
19時	120	100	100	250	150	270	300	...	70	200	250
21時	30	50	40	70	50	70	60	...	10	80	80
23時	5	4	8	2	5	5	1	...	2	6	10
入庫台数	1,200	1,100	1,000	1,700	1,100	2,100	1,900	...	1,300	1,600	2,200



過去3ヶ月間の日毎の入庫台数			休日
順位	平日		
1	•	•	8/31
2	•	•	6/6
3	•	•	•
•	•	•	•
5	6/4	1,700	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•



在車台数の推移			平日5番目	休日2番目
時間	平日5番目	休日2番目		
7時	8	10		
9時	40	10		
11時	250	400		
13時	300	480		
15時	350	430		
17時	400	350		
19時	250	270		
21時	70	70		
23時	2	5		



(2) 申請

(2)－1 集約駐車場への隔地

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条第2項 条例第6条の規定により、条例第5条第1項から第4項までに規定する承認を受けようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面（同条第4項に規定する承認を受けようとする者にあつては、当該図面及び同項の措置の内容を明らかにする書類）を添えて、市長に提出しなければならない。（第3号様式 P 93、94参照）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 （建築物 又は建築物の敷地内の駐車施設を除く。）	付近見取図	方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。（第5号様式 P 98参照）

条例第5条第3項の規定により、市長に附置の特例の適用を申請する者（以下「申請者」という。）は、条例第6条の規定により附置の特例にかかる申請手続きをする必要があります。

(2)－2 集約駐車場の指定

条例（附置の特例）

第5条第3項 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けるときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

規則（申出）

第3条の2 条例第5条第3項又は第4項の規定による指定を受けようとする者は、市長が別に定める申出書の正本及び副本に、それぞれ市長が別に定める図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、市長が別に定める通知書に前項の申出書の副本を添えて、申出者に指定した旨を通知する。

条例第5条第3項の規定における、市長に駐車施設の指定を申出する者（以下「指定申出者」という。）は、規則第3条の2の規定により集約駐車場の指定にかかる申出手続きをする必要があります。

また、指定された事項を変更する場合及び駐車場事業を廃止するなどの理由により指定を取り消す場合は、事前にその旨を市長に申出する必要があります。（指定変更・取消申出書 P 121参照）

(2)－3 申請等の手続き

申請等の手続きは、次のように実施します。

<①集約駐車場の指定>

①-ア 指定申出者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

①-イ 指定申出者は、指定申出書に下記の書類を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。(指定申出書 P 119参照)

【指定申出書に添付する書類】

・位置図	・断面図	・大臣認定書の写 (機械式駐車場の場合)
・各階平面図	・換気計算書(各階別)	
・立面図	・照度分布図(各階別)	・その他必要な書類

①-ウ 交通企画・モビリティ都市推進課は、指定申出書を受理し、内容を審査します。

①-エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、指定決定後、規則第3条の2第2項に規定する指定通知書を指定申出者に交付します。(指定通知書 P 120参照)

①-オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、指定通知書を指定申出者に交付した後、指定した駐車施設の概要を市ホームページにて公表します。

<②集約駐車場への隔地>

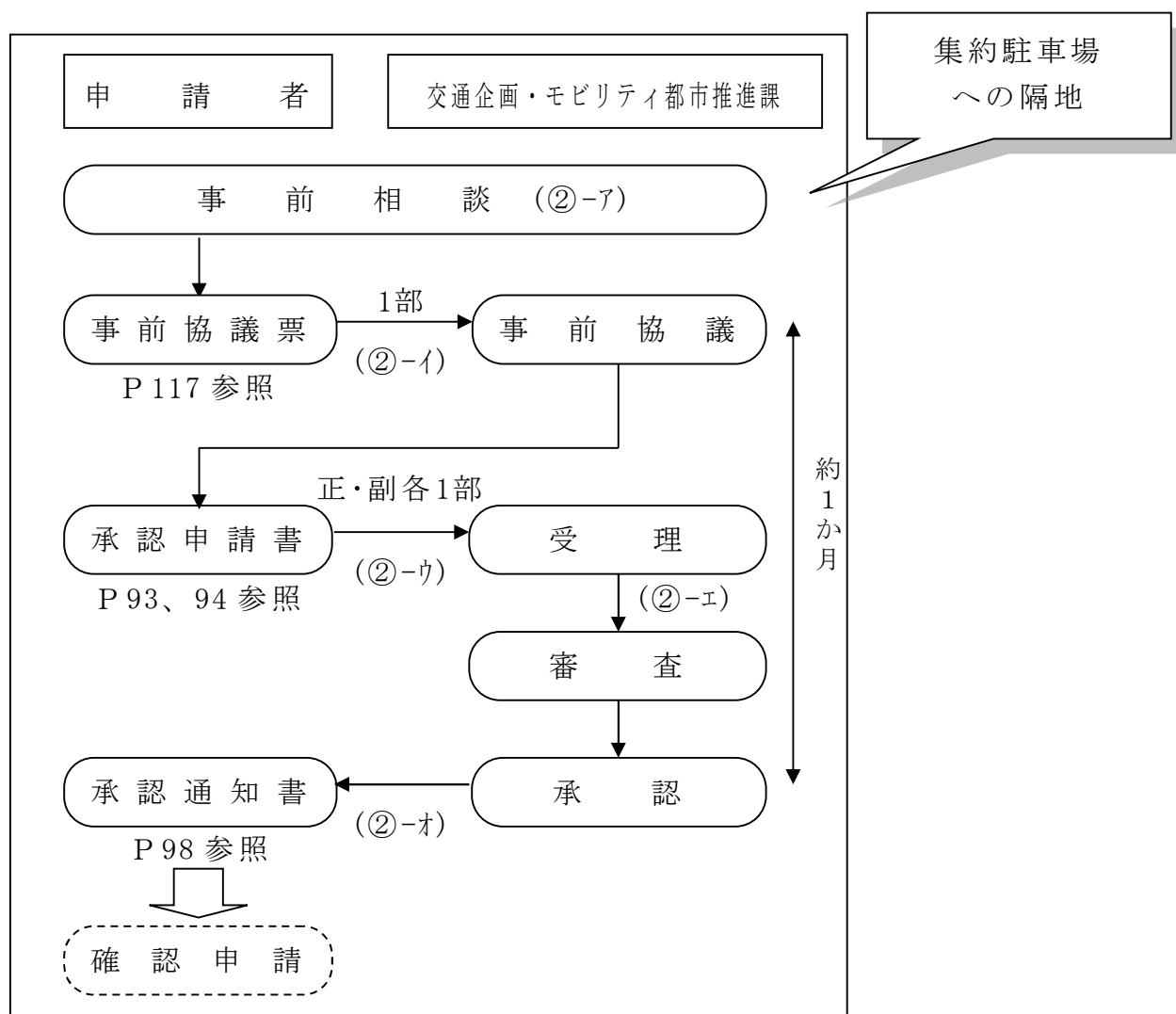
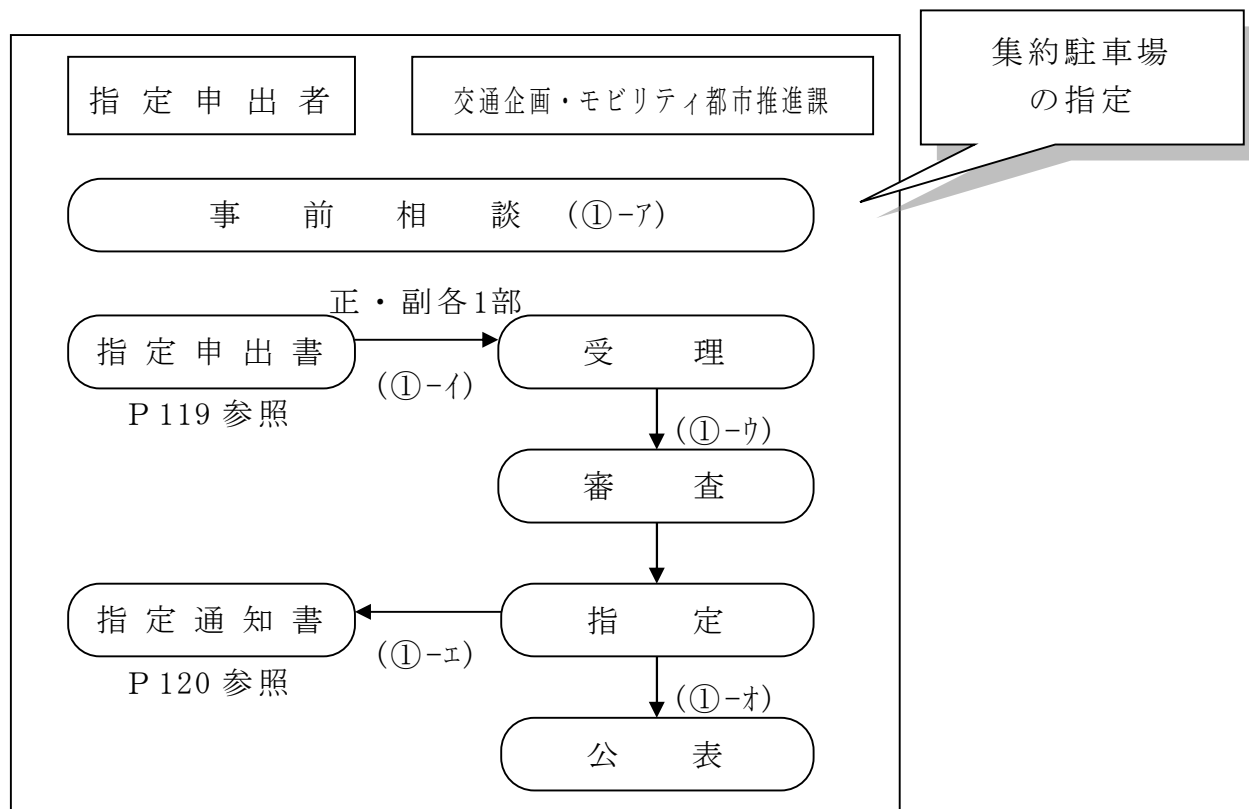
②-ア 申請者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

②-イ 申請者は、事前協議票に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課にて事前協議を行います。(事前協議票 P 117参照)

②-ウ 事前協議完了後、申請者は、承認申請書に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。(承認申請書 P 93、94参照)

②-エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認申請書を受理し、申請された内容を審査します。

②-オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認決定後、規則第5条第7項に規定する承認通知書を申請者に交付します。なお、承認通知書は確認申請時に添付していただく必要があります。(承認通知書 P 98参照)



(3) 表示板

条例（表示板の設置）

第5条の2 前条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者は、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に設ける駐車施設の位置、台数等を記載した表示板を設置しなければならない。

2 前項の規定による表示板の様式は、規則で定める。

規則（表示板の様式）

第4条 条例第5条の2第2項の表示板の様式は、第1号様式とする。（第1号様式 P 91参照）

条例第5条第3項の規定により集約駐車場に隔地する場合は、表示板を設置しなければなりません。

表示板には、建築物及び集約駐車場の位置、集約駐車場の台数、承認年月日、承認番号を明記するものとします。建築物及び集約駐車場については、方位、道路、町名等により位置を分かりやすく表現するものとします。

また、表示板の材質は耐久性のあるものとし、大きさは縦50cm以上、横30cm以上とし、建築物の見やすい場所に堅固に固定するものとします。

(4) 報告

条例（報告）

第5条の4 市長は、第5条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、駐車施設等の状況について、必要に応じ、報告を求めることができる。

規則（定期報告）（抜粋）

第4条の3 市長は、条例第5条の4の規定に基づき、条例第5条第3項又は第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、毎年1回、駐車施設等の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

- | |
|---|
| (1) 条例第5条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者 同項の規定による指定を受けた駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類 |
|---|

条例第5条第3項の規定による承認を受けた者及び指定を受けた者は、定期報告をする必要があります。（報告書 P 123、124参照）

○条例第5条第3項の規定による承認を受けた者

報告書に、敷地外の駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類（集約駐車場の管理者等との契約書の写し等）を添付して交通企画・モビリティ都市推進課に提出してください。

○条例第5条第3項の規定における指定を受けた者

報告書に、附置義務を受け入れていることを証する書類（建築物の建築主等との契約書の写し等）及び利用状況を明らかにする書類を添付して交通企画・モビリティ都市推進課に提出してください。

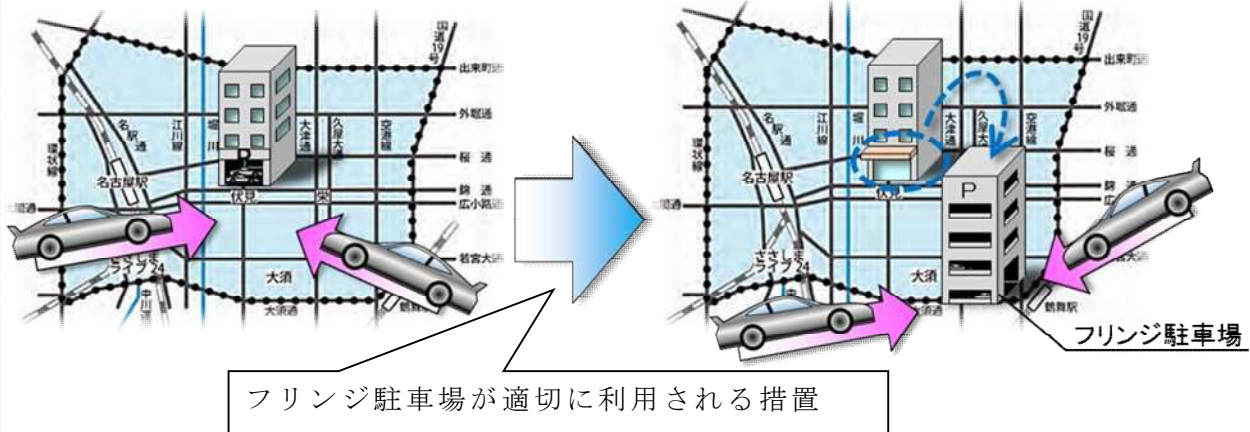
なお、利用状況を明らかにする書類には、市長が別に指示する日における時間毎の在車台数の推移の状況を明記してください。

4 駐車施設の設置に関する特例(距離の緩和)

距離の緩和のイメージ

特例を適用しない場合

特例を適用する場合



敷地内に駐車場設置が必要

・自動車が都心部へ流入

市が指定する駐車場へ隔地可能

・自動車の都心部流入を抑制

(1) 要件

(1)-1 相当の距離にある集約駐車場への隔地

条例（附置の特例）

第5条第4項 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物（市長が別に定める地区（第5条の3において同じ。）内のものに限る。）の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地から相当の距離にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設け、かつ、当該駐車施設が適切に利用される措置を講じたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

取扱基準（抜粋）

8 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合及び市長が認めたもの

条例第5条第3項及び第4項並びに第5条の3に規定する市長が認めた場合及び市長が認めたものとは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 原則として荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設には適用しないこと
- (2) 条例第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける建築物と条例第5条第3項及び第4項に規定する市長が指定する駐車施設（以下「集約駐車場」と

いう。)との間において合理的な経路が確保されていること(条例第5条第3項及び第4項に規定する承認の場合に限る。次項において同じ。)

- (3) 条例第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者が、集約駐車場の使用に関する正当な権原を有すること

11 市長が別に定める地区

条例第5条第4項及び第5条の3に規定する市長が別に定める地区は、次のとおりとする。

(省略) (取扱基準 P.101~107参照)(別図3 P.110参照)

12 駐車施設が適切に利用される措置

条例第5条第4項に規定する措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 措置の内容と相当の距離について、合理的な根拠を有すること
(2) 相当な距離は、原則として1キロメートルを超えないこと

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。が、市長が別に定める地区(以下「都心部」という。)内の建築物で、建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合は、建築物の敷地から相当の距離にある集約駐車場(以下「フリンジ駐車場」という。)内に駐車施設を設置し、かつその集約駐車場が適切に利用される措置を講じれば、建築物又は建築物の敷地内に附置義務駐車場を附置しないことができます。

ア 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合について

(ア) 取扱基準8(1)

荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設は、フリンジ駐車場に設置することはできません。ただし、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設置するよりも安全性が高まる等、フリンジ駐車場に隔地した方が合理的な場合は、この限りではありません。

(イ) 取扱基準8(2)

条例第5条第4項の適用を受ける建築物とフリンジ駐車場との間において合理的な経路が確保されている必要があります。経路上に通行が困難な場所がある場合等は認められません。

(ウ) 取扱基準8(3)

条例第5条第4項の適用を受ける建築物の利用者が、いつでもフリンジ駐車場を利用することができるようにする必要があります。そのため、フリンジ駐車場の使用に関する正当な権原については、夜間のみ利用ができる定期券の購入等、特定の時間帯等に限って利用可能なものは認められません。ただし、いつでも利用することができるとは、当該フリンジ駐車場の入出庫取扱時間内とします。

イ 市長が別に定める地区（都心部）について

距離の緩和の適用が受けられるのは、都心部内の建築物です。都心部とは、概ね出来町通、環状線、大須通、国道19号で囲まれている区域とします。（取扱基準 P.101～107参照）（別図3 P.110参照）

ウ 駐車施設が適切に利用される措置について

（ア） 取扱基準12(1)

条例第5条第1項の規定による、おおむね300mを超えて隔地することとなるため、距離に応じたフリンジ駐車場の利用促進措置を行っていただく必要があります。

（イ） 取扱基準12(2)

フリンジ駐車場から当該建築物まで徒歩により移動できる距離を考慮して、相当な距離とは原則、1km以内とします。ただし、他の交通手段により移動が確保されている場合は、それぞれの措置に応じた距離まで隔地することができます。

(1)－2 フリンジ駐車場の構造等

取扱基準

9 集約駐車場

集約駐車場は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 建築物である駐車施設であること
- (2) 駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の規模を有する駐車施設であること
- (3) 施行令に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (4) 条例第3条の6の規定に適合する駐車施設であること
- (5) 駐車施設の出入口付近の道路に当該駐車施設を利用する自動車の滞留が発生するおそれがないこと
- (6) 原則として別図2に示す路線に面していること（条例第5条第4項の場合に限る）（取扱基準 P.101～107参照）（別図2 P.109参照）
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設でないこと

ア フリンジ駐車場の構造等について

（ア） 取扱基準9(1)

フリンジ駐車場は建築物である駐車施設とします。平面駐車場と建築物である駐車場とが一体となった駐車施設については、建築物である駐車施設部分のみ指定の対象となります。

（イ） 取扱基準9(2)

その利用形態（一般公共、専用等）にかかわらず、駐車ますの面積の合計が500平方メートル以上とします。また、平面駐車場と建築物である

駐車場とが一体となった駐車施設については、建築物である駐車施設部分において駐車ますの面積の合計が500平方メートル以上である必要があります。

(ウ) 取扱基準9(3)

フリンジ駐車場の構造及び設備は、指定の申出手続きをする時点において施行令に定める基準に適合していなければなりません。機械式駐車場については、平成27年1月1日以降の大臣認定を受けたものに限りします。

(エ) 取扱基準9(4)

フリンジ駐車場の駐車ますの大きさは、幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上である必要があります。荷さばき用及び車椅子用の駐車ます（荷さばき用は幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上。車椅子用は幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上。）が無い場合も指定を受けることはできますが、当該車両に関する附置義務を受け入れることはできません。

(オ) 取扱基準9(5)

附置義務を受け入れることによって駐車場の出入口付近に滞留が発生しないよう、運用に留意してください。

(カ) 取扱基準9(6)

フリンジ駐車場は、原則、別図2に示す路線に面した駐車施設とします。ただし、交通に支障が無いと認められる場合は、別図2に示す路線から概ね1街区離れた範囲にある駐車施設も対象とします。

(キ) 取扱基準9(7)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設は、フリンジ駐車場の指定を受けることはできません。

(1)－3 フリンジ駐車場へ附置することができる台数

集約駐車場の受入れ上限に同じ扱いとします。(P.37～42参照)

(2) 申請

(2)－1 フリンジ駐車場への隔地

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条第2項 条例第6条の規定により、条例第5条第1項から第4項までに規定する承認を受けようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面（同条第4項に規定する承認を受けようとする者にあつては、当該図面及び同項の措置の内容を明らかにする書類）を添えて、市長に提出しなければならない。（第3号様式 P 93、94参照）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 （建築物 又は建築物の敷地 内の駐車 施設を除く。）	付近見取図	方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。（第5号様式 P 98参照）

条例第5条第4項の規定により、市長に附置の特例の適用を申請する者（以下「申請者」という。）は、条例第6条の規定により附置の特例にかかる申請手続きをする必要があります。

(2)－2 フリンジ駐車場の指定

条例（附置の特例）

第5条第4項 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物（市長が別に定める地区（第5条の3において同じ。）内のものに限る。）の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地から相当の距離にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設け、かつ、当該駐車施設が適切に利用される措置を講じたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

規則（申出）

第3条の2 条例第5条第3項又は第4項の規定による指定を受けようとする者は、市長が別に定める申出書の正本及び副本に、それぞれ市長が別に定める図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、市長が別に定める通知書に前項の申出書の副本を添えて、申出者に指定した旨を通知する。

条例第5条第4項の規定における、市長に駐車施設の指定を申出する者（以下「指定申出者」という。）は、規則第3条の2の規定によりフリンジ駐車場の指定にかかる申出手続きをする必要があります。

また、指定された事項を変更する場合及び駐車場事業を廃止するなどの理由により指定を取り消す場合は、事前にその旨を市長に申出する必要があります。（指定変更・取消申出書 P 121参照）

(2)－3 申請等の手続き

申請等の手続きは、次のように実施します。

<①フリンジ駐車場の指定>

①-ア 指定申出者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

①-イ 指定申出者は、指定申出書に下記の書類を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。(指定申出書 P 119参照)

【指定申出書に添付する書類】

・位置図	・断面図	・大臣認定書の写 (機械式駐車場の場合)
・各階平面図	・換気計算書(各階別)	
・立面図	・照度分布図(各階別)	・その他必要な書類

①-ウ 交通企画・モビリティ都市推進課は、指定申出書を受理し、内容を審査します。

①-エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、指定決定後、規則第3条の2第2項に規定する指定通知書を指定申出者に交付します。(指定通知書 P 120参照)

①-オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、指定通知書を指定申出者に交付した後、指定した駐車施設の概要を市ホームページにて公表します。

※条例第5条第3項に規定する集約駐車場の指定も受ける場合は、併せて申出することができます。

<②フリンジ駐車場への隔地>

②-ア 申請者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

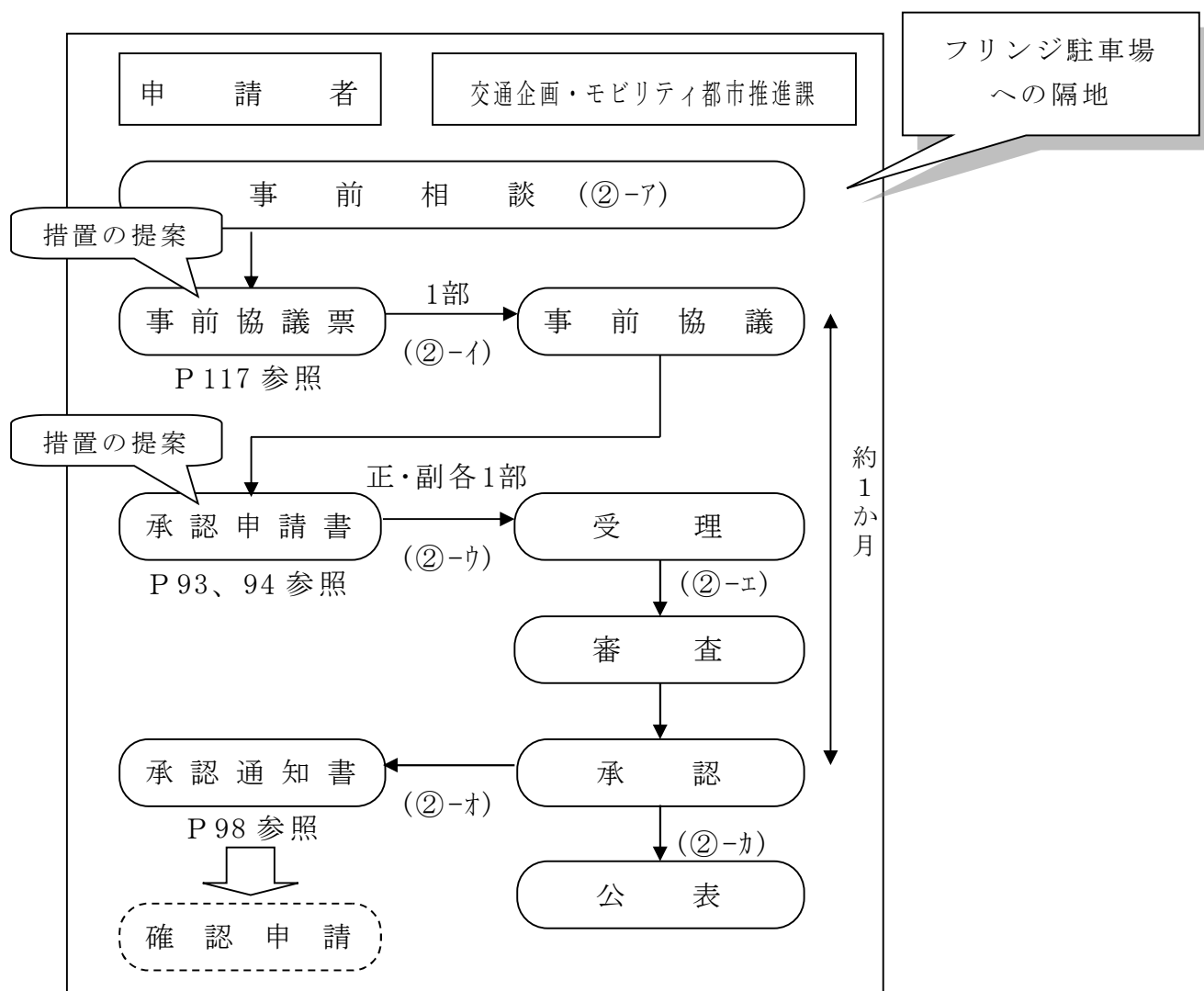
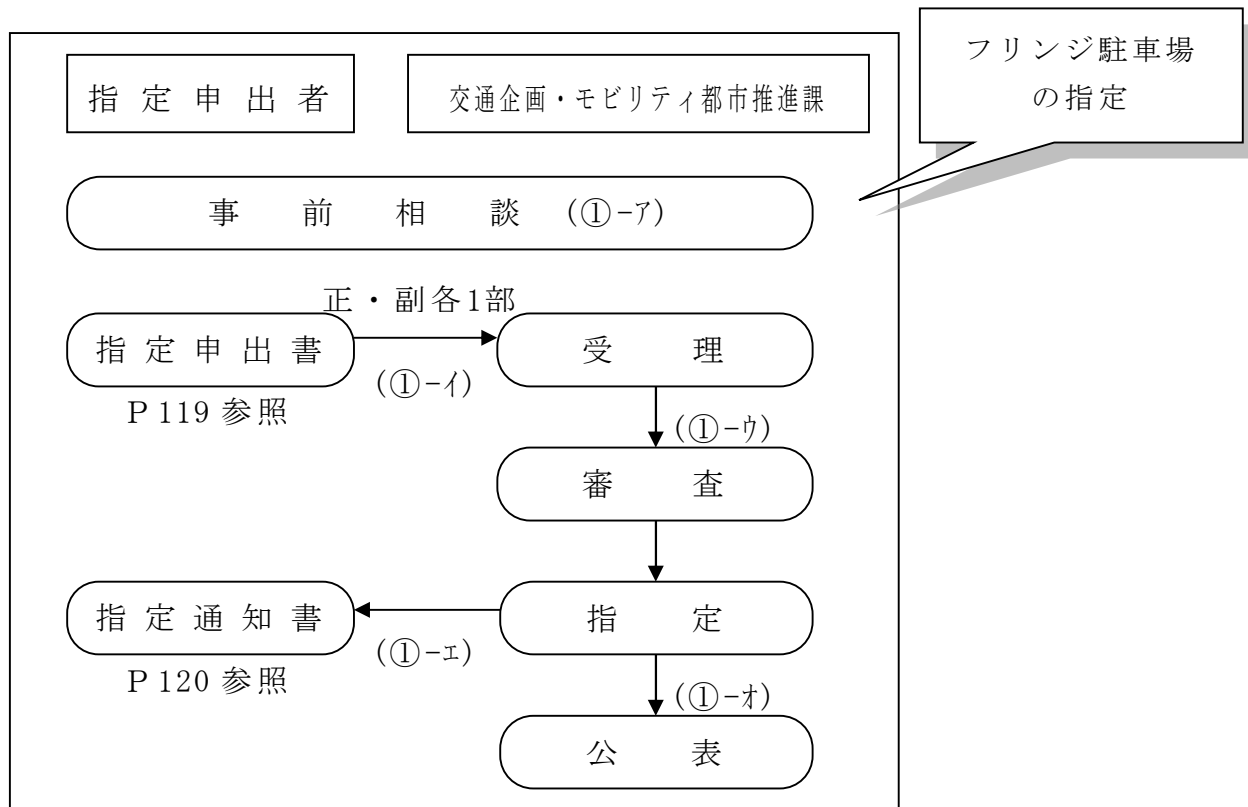
②-イ 申請者は、事前協議票に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課にて事前協議を行います。(事前協議票 P 117参照)

②-ウ 申請者は、承認申請書に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。(承認申請書 P 93、94参照)

②-エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認申請書を受理し、申請された内容を審査します。

②-オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認決定後、規則第5条第7項に規定する承認通知書を申請者に交付します。なお、承認通知書は確認申請時に添付していただく必要があります。(承認通知書 P 98参照)

②-カ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認通知書を申請者に交付した後、承認した提案の概要を市ホームページにて公表します。公表する内容は、申請者と協議の上、決定します。



(3) 表示板

条例（表示板の設置）

第5条の2 前条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者は、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に設ける駐車施設の位置、台数等を記載した表示板を設置しなければならない。

2 前項の規定による表示板の様式は、規則で定める。

規則（表示板の様式）

第4条 条例第5条の2第2項の表示板の様式は、第1号様式とする。（第1号様式 P 91参照）

条例第5条第4項の規定によりフリンジ駐車場に隔地する場合は、表示板を設置しなければなりません。

表示板には、建築物及びフリンジ駐車場の位置、フリンジ駐車場の台数、承認年月日、承認番号を明記するものとします。建築物及びフリンジ駐車場の位置については、方位、道路、町名等により分かりやすく表現するものとします。

また、表示板の材質は耐久性のあるものとし、大きさは縦50cm以上、横30cm以上とし、建築物の見やすい場所に堅固に固定するものとします。

(4) 報告

条例（報告）

第5条の4 市長は、第5条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、駐車施設等の状況について、必要に応じ、報告を求めることができる。

規則（定期報告）（抜粋）

第4条の3 市長は、条例第5条の4の規定に基づき、条例第5条第3項又は第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、毎年1回、駐車施設等の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(2) 条例第5条第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者 同項の規定による指定を受けた駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類及び同項の措置の実施状況を示す書類

条例第5条第4項の規定による承認を受けた者及び指定を受けた者は、定期報告をする必要があります。(報告書 P 123、124参照)

○条例第5条第4項の規定による承認を受けた者

報告書に、敷地外の駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類（フリンジ駐車場の管理者等との契約書の写し等）を添付して交通企画・モビリティ都市推進課に提出してください。

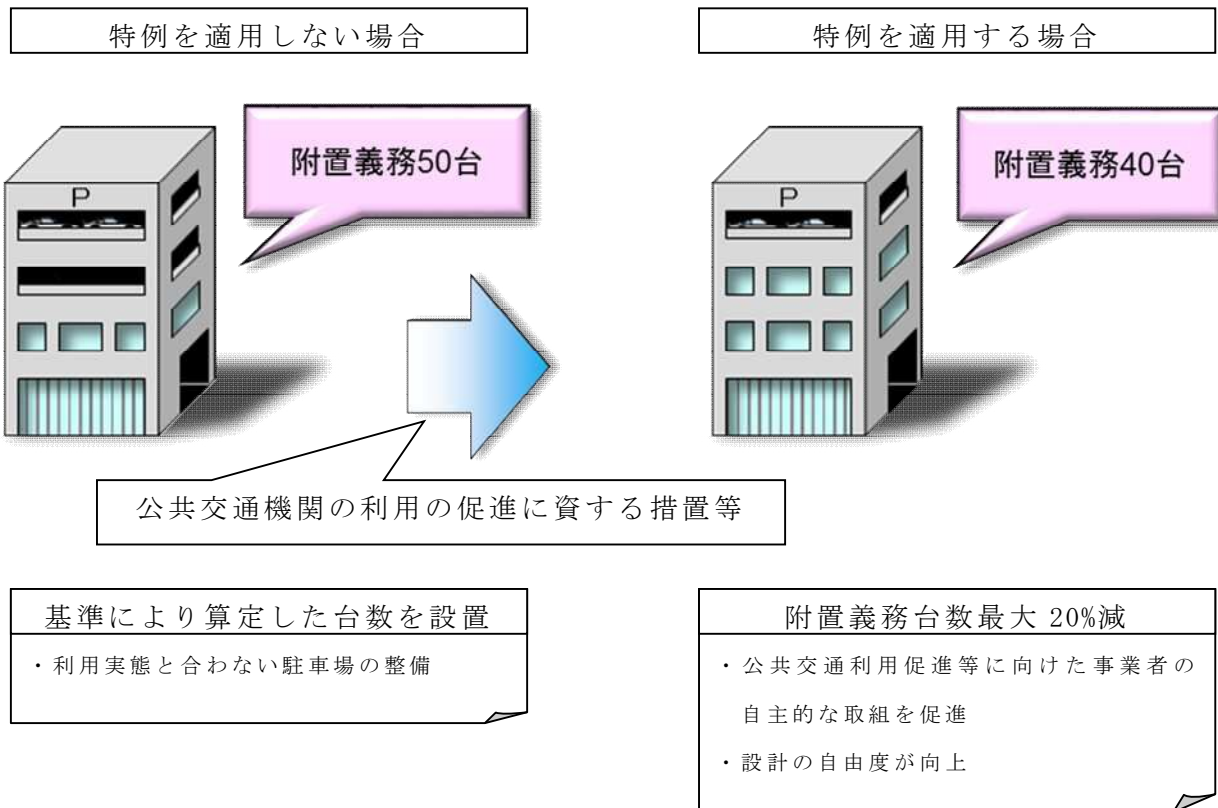
○条例第5条第4項の規定における指定を受けた者

報告書に、附置義務を受け入れていることを証する書類（建築物の建築主等との契約書の写し等）及び利用状況を明らかにする書類を添付して交通企画・モビリティ都市推進課に提出してください。

なお、利用状況を明らかにする書類には、市長が別に指示する日における時間毎の在車台数の推移の状況を明記してください。

5 駐車施設の設置に関する特例(台数の緩和)

台数の緩和のイメージ



(1) 要件

条例（附置の特例）

第5条の3 市長が別に定める地区内において第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、公共交通機関の利用の促進に資する措置等を講ずることにより、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めたものに対しては、規則で定めるところにより、附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

規則（公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和）

第4条の2 条例第5条の3の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、条例第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の台数の5分の1以下（当該台数が5台未満の場合にあっては、1台）とする。

取扱基準（抜粋）

- 8 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合及び市長が認めたもの
条例第5条第3項及び第4項並びに第5条の3に規定する市長が認めた場合及び市長が認めたものとは、次の各号のいずれにも該当することとする。
(1) 原則として荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設には適用しないこと
- 11 市長が別に定める地区
条例第5条第4項及び第5条の3に規定する市長が別に定める地区は、次のとおりとする。
(省略) (取扱基準 P.101～107参照) (別図3 P.110参照)
- 13 公共交通機関の利用の促進に資する措置等
条例第5条の3に規定する措置等は、次の各号のいずれにも該当することとする。
(1) 公共交通機関の利用の促進に資する措置のほか、本市の交通施策に資する措置であること
(2) 措置の内容と条例第5条の3の規定により減ずることができる台数について、合理的な根拠を有すること。ただし、当該合理的な根拠のない場合は、1つの措置に対して減ずることができる台数は、原則として10分の1以下とすること
(3) 公共交通機関の広報に関する措置（時刻表の設置、公共交通機関までの地図の配布等）により減ずることができる台数は、20分の1以下とすること（ただし、当該措置は、他の措置を併せて行わなければならない。）
(4) 措置を複数実施する場合は、それぞれの措置に応じた台数を加算することができ、その合計が第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数の5分の1以下とすること
(5) 名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例（平成29年条例第14号）附則第2項の規定により市長の承認を受けることができるのは、新たに措置を行う場合に限る。

附置義務駐車場は、条例第3条又は第3条の2の規定により算定した台数を設置しなければなりません。市長が別に定める地区（以下「都心部」という。）内の建築物で、公共交通機関の利用の促進に資する措置等を講じること、建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合は、附置義務台数を20%（附置義務台数が5台未満の場合は、1台）減らすことができます。

ア 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合について

(ア) 取扱基準8(1)

荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設は、減らすことはできません。

イ 市長が別に定める地区（都心部）について

台数の緩和の適用が受けられるのは、都心部内の建築物です。都心部とは、概ね出来町通、環状線、大須通、国道19号で囲まれている区域とします。（取扱基準 P.101～107参照）（別図3 P.110参照）

ウ 公共交通機関の利用の促進に資する措置等について

(イ) 取扱基準13(1)

公共交通機関の利用の促進に資する措置等とは、従業員のマイカー通勤の禁止等による公共交通機関の利用の促進に資する措置のほか、カーシェアリングの設置等による自動車交通の需要を減らす措置及び自動二輪車用駐車場や荷捌き用駐車場の設置等による駐車対策措置等、本市の交通施策に資する措置も対象とします。

(イ) 取扱基準13(2)

『カーシェア車両を8台導入して、〇〇といった運用をすることにより、社用車20台分を代替することができるため、附置義務を12台減らす』等、措置の内容と減ずる台数（最大20%）との間に、合理的な根拠が必要です。明確な根拠が無い場合は、1つの措置に対して減ずることができる台数は附置義務台数の10%までとなります。

(ウ) 取扱基準13(3)

公共交通機関の広報に関する措置は、他の措置に加えて行う場合に限って緩和の対象となります。単独での緩和は認めません。

(エ) 取扱基準13(4)

措置を複数実施する場合は、それぞれの措置による緩和台数を加算することができますが、その合計は附置義務台数の20%を超えることはできません。

(オ) 取扱基準13(5)

都心部内にある既存の建築物についても附置義務台数を減らすことができます。ただし、新たに措置を行う場合に限りません。

(2) 申請

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条第2項（略）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設 （建築物 又は建築物の敷地 内の駐車 施設を除く。）	付近見取図	方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員

4 条例第6条の規定により、条例第5条の3に規定する承認を受けようとする者は、第4号様式の2による申請書の正本及び副本に、それぞれ第2項の表に掲げる図面及び同条の措置等の内容を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。（第4号様式の2 P96～97参照）

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。（第5号様式 P98参照）

条例第5条の3の規定により、市長に公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和の適用を申請する者（以下「申請者」という。）は、条例第6条の規定により申請手続きをする必要があります。

申請等の手続きは、次のように実施します。

ア 申請者は、交通企画・モビリティ都市推進課と事前相談を行います。

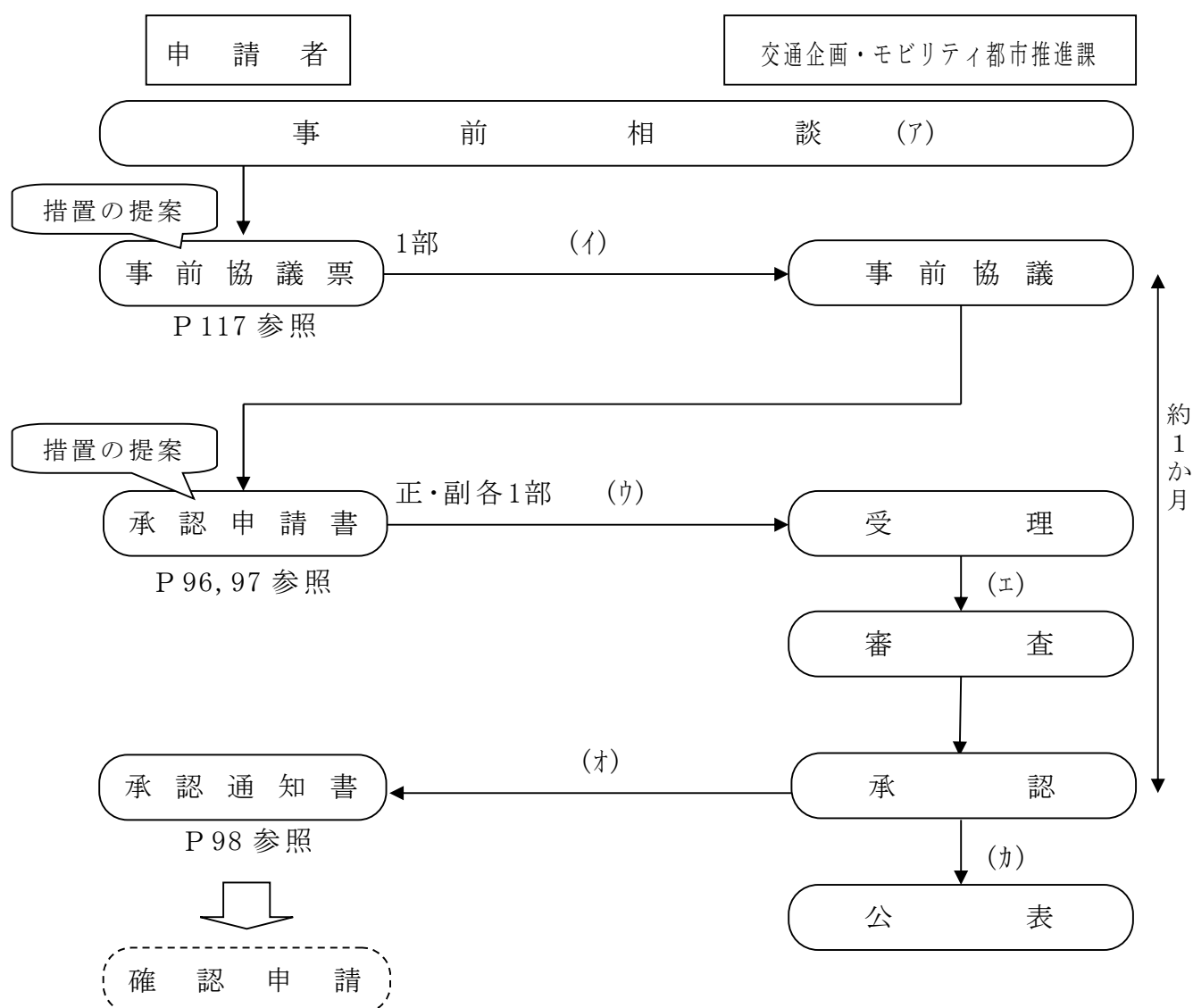
イ 申請者は、事前協議票に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課にて事前協議を行います。（事前協議票 P 117参照）

ウ 事前協議完了後、申請者は、承認申請書に必要な図面等を添付し、交通企画・モビリティ都市推進課に提出します。（承認申請書 P 96, 97参照）

エ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認申請書を受理し、申請された内容を審査します。

オ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認決定後、規則第5条第7項に規定する承認通知書を申請者に交付します。なお、承認通知書は確認申請時に添付していただく必要があります。（承認通知書 P 98参照）

カ 交通企画・モビリティ都市推進課は、承認通知書を申請者に交付した後、承認した提案の概要を市ホームページにて公表します。公表する内容は、申請者と協議の上、決定します。



(3) 報告

条例（報告）

第5条の4 市長は、第5条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、駐車施設等の状況について、必要に応じ、報告を求めることができる。

規則（定期報告）（抜粋）

第4条の3 市長は、条例第5条の4の規定に基づき、条例第5条第3項又は第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、毎年1回、駐車施設等の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(3) 条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者 同条の措置等の実施状況を示す書類

条例第5条の3の規定による承認を受けた者は、規則第4条の3の規定により定期報告をする必要があります。（報告書 P 123参照）

条例第5条の3の規定による承認を受けた者は、報告書に、措置の実施状況を示す書類（写真、パンフレット等）を添付して交通企画・モビリティ都市推進課に提出してください。

6 駐車施設の設置に関する特例(荷さばき駐車場)

(1) 要件

条例（附置の特例）

第5条第5項 第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合において、荷さばきのための駐車施設の附置に代わる措置を講ずるときは、これらの規定によらないことができる。

荷さばき駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければならなりません。建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合で、これに代わる措置をした場合は、建築物又は建築物の敷地内に附置しないことができます。

(2) 申請

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条（条文省略）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設又は荷さばきのための駐車施設及び建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	断面図	縮尺、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の天井又ははり下の高さ、車路の天井又ははり下の高さ及び車路の傾斜部の勾配

3 条例第6条の規定により、条例第5条第5項に規定する承認を受けようとする者は、第4号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ第1項の表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。（第4号様式 P 95参照）

- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。
- 7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。(第5号様式 P 98参照)

条例第5条第2項の規定により、市長に申請する場合は、条例第6条の規定により申請手続きをしなければなりません。申請等の手続きは、駐車施設の設置に関する特例(一般車用駐車場)と同様とします。

7 駐車施設の規模の特例

(1) 要件

条例（駐車施設の規模）

第3条の6第4項 建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めたものについては、前3項の規定は、適用しない。

附置義務駐車場又は荷さばき駐車場は、条例第3条の6第1項から第3項の規定により定められた規模としなければなりません。建築物を増築する場合などにおいて構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、条例に定められた規模としないことができます。

(2) 申請

条例（申請）

第6条 第3条の6第4項又は第5条の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

規則（申請）（抜粋）

第5条 条例第6条の規定により、条例第3条の6第4項に規定する承認を受けようとする者は、第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。（第2号様式 P 92 参照）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設又は荷さばきのための駐車施設及び建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	断面図	縮尺、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の天井又ははり下の高さ、車路の天井又ははり下の高さ及び車路の傾斜部の勾配

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。（第5号様式 P 98参照）

条例第3条の6第4項の規定により、市長に申請する場合は、条例第6条の規定により申請手続きをしなければなりません。申請等の手続きは、駐車施設の設置に関する特例（一般車用駐車場）と同様とします。

第5章 駐車施設等の管理

条例（駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の管理）

第7条 第3条、第3条の2若しくは第5条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設又は第3条の3若しくは第3条の4の規定により附置された荷さばきのための駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設又は当該荷さばきのための駐車施設を常時この条例で定める規模において維持し、かつ、自動車が有効に駐車できる状態において管理しなければならない。

附置義務駐車場又は荷さばき駐車場の所有者又は管理者は、附置義務駐車場又は荷さばき駐車場をこの条例で定める規模で、維持及び管理しなければならない。

第6章 措置命令等

1 措置命令

条例（措置命令）

第8条 市長は、駐車施設の附置義務者が第3条若しくは第3条の2の規定に違反し、荷さばきのための駐車施設の附置義務者が第3条の3、第3条の4若しくは第5条第5項の規定に違反し、駐車施設の設置者が第5条第1項から第4項まで若しくは第5条の2から第5条の4までの規定に違反し、又は駐車施設若しくは荷さばきのための駐車施設の所有者若しくは管理者が前条の規定に違反したときは、当該違反者に対して、期間を定めて、駐車施設の附置又は設置、荷さばきのための駐車施設の附置、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、駐車施設の附置義務者、設置者、所有者若しくは管理者又は荷さばきのための駐車施設の附置義務者、所有者若しくは管理者に対して、あらかじめその命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

規則（措置命令書の様式）

第6条 条例第8条第3項の措置命令書の様式は、第6号様式とする。

市長は、附置義務者が附置義務駐車場又は荷さばき駐車場の附置、隔地駐車場の設置等に違反し、又は附置義務駐車場の所有者若しくは管理者が附置

義務駐車場の維持及び管理に違反したときは、違反者に対して、期間を定めて、必要な措置を命ずることができます。

また、市長はこの場合、違反者に対して、あらかじめその命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行なうものとします。

2 立入り検査

条例（立入り検査）

第9条 市長は、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の適正な規模等を確保するため必要があると認めるときは、当該職員をして駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に立ち入らせてその規模等に関して検査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入り検査を行なう場合は、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 前項の規定による証票の様式は、規則で定める。

規則（身分証明書の様式）

第7条 条例第9条第3項の証票の様式は、第7号様式とする。

市長は、附置義務駐車場又は荷さばき駐車場の適正な規模等を確保する必要があると認めるときは、当該職員に附置義務駐車場に立ち入らせてその規模等に関して検査をさせ、又は関係人に質問させることができます。

また、この際、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示することとしています。

3 罰則

条例（罰則）

第11条 第8条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による当該職員の立入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほかその法人又は人に対して前条の刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督がつくされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

第7章 附則(平成29年名古屋市条例第14号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の表の改正規定（同表中欄に係る部分に限る。）、第5条中第2項を第5項とし、第1項の次に3項を加える改正規定、第5条の2の改正規定、第5条の3の改正規定及び同条を第5条の4とし、第5条の2の次に1条を加える改正規定並びに第6条から第8条までの改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の名古屋市駐車場条例の規定により建築物に駐車施設を附置した者は、市長の承認を受けたときは、この条例による改正後の名古屋市駐車場条例（以下「改正後条例」という。）の規定の適用を受けることができる。
- 3 改正後条例の規定は、次項に定めるものを除き、平成29年4月1日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。
- 4 改正後条例第3条第1項（同項の表中欄に係る部分に限る。）、第5条から第5条の4まで及び第6条から第8条までの規定は、附則第1項ただし書の規則で定める日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。

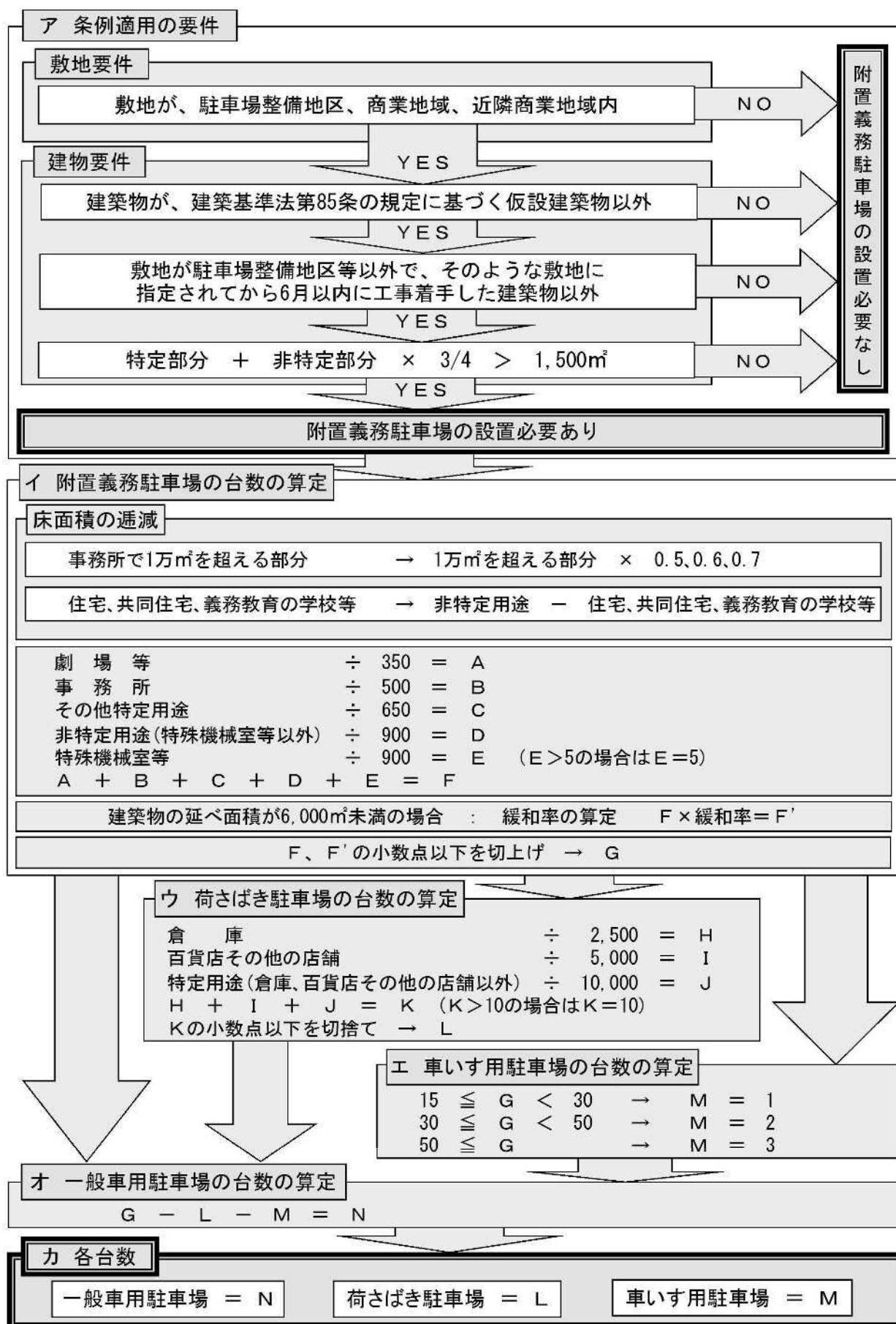
新条例は、平成29年4月1日（ただし、第3条第1項の表の改正規定（同表中欄に係る部分に限る。）については平成30年7月1日、第5条中第2項を第5項とし、第1項の次に3項を加える改正規定、第5条の2の改正規定、第5条の3の改正規定及び同条を第5条の4とし、第5条の2の次に1条を加える改正規定並びに第6条から第8条までの改正規定については平成30年1月1日）から施行となり、これ以前に着手したものは、旧条例の適用となりますが、市長の承認を受けたときは新条例の規定を適用することができます。

新条例の規定を適用する場合は、改正後条例適用承認申請書（P 125、126参照）の正本及び副本に、それぞれ規則第5条第2項の表に定める図書、その他必要な書類（P 126参照）を添付し、提出してください。提出された書類は交通企画・モビリティ都市推進課にて受理・審査し、審査終了後、承認通知書（P 127参照）を交付します。

また、しゅん工前の建築物については、基準法第6条第1項に規定する建築物の計画の変更の申請をした場合は、その申請をした時点で「着手」したものとみなすことができるものとします。

第8章 算定例

1 算定フロー概念図



2 算定例

事務所、百貨店その他の店舗及び共同住宅の複合建築物を新築する場合

敷地：駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内

建築物：事務所部分・・・12,000 m²

百貨店その他の店舗 500 m²

共同住宅部分・・・6,000 m²

算定における各種計算は、小数点第3位を切り上げて計算してください。

ア 条例適用の要件

(ア) 敷地要件

敷地が、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内であれば、附置義務駐車場は必要です。

(イ) 建物要件

a 建築物が、基準法第85条の規定に基づく仮設建築物以外であれば、附置義務駐車場は必要です。

b 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域の変更が実施されることにより、敷地が新たにそれらの区域に該当するようになった場合で、指定された日から6月以内に工事に着手した建築物以外であれば、附置義務駐車場は必要です。

c 特定部分と非特定部分の3/4の合計が、1,500 m²を超える建築物であれば、附置義務駐車場は必要です。

(a) 用途別の床面積の算定

用途			床面積	
特定部分	事務所		12,000㎡	①
	劇場等	百貨店その他の店舗	500㎡	②
		上記以外	㎡	③
	その他の特定用途	倉庫	㎡	④
		上記以外	㎡	⑤
非特定部分	特殊機械室等		㎡	⑥
	住宅、共同住宅、義務教育の学校等		6,000㎡	⑦
	その他の非特定用途		㎡	⑧
合計			㎡	⑨

(b) 特定部分＋非特定部分×3/4の算定

特定部分(①～⑤) 12,500 m ²	+	非特定部分(⑥～⑧) 6,000 m ²	× 3/4 =	17,000 m ² ⑩
------------------------------------	---	------------------------------------	---------	-------------------------

⑩が1,500m²以下であれば、附置義務駐車場は必要ありません。

敷地要件、建物要件のいずれにも該当する場合は、附置義務駐車場を設置する必要がありますので、附置義務駐車場の台数の算定を行う必要があります。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 床面積の通減（事務所が1万m²を超える部分）

事務所の用途に供する部分の床面積が1万m²を超える場合は、床面積に応じて、それぞれ0.7、0.6又は0.5を乗じた床面積を、附置義務駐車場の台数の算定に用いる事務所の用途に供する部分の床面積とみなします。

事務所部分の床面積	算定に用いる事務所部分の床面積
10,000m ² 以下の部分	10,000m ² ① × 1.0 = 10,000m ²
10,000m ² を超え 50,000m ² 以下の部分	2,000m ² ① × 0.7 = 1,400m ²
50,000m ² を超え100,000m ² 以下の部分	m ² ① × 0.6 = m ²
100,000m ² を超える部分	m ² ① × 0.5 = m ²
合計	11,400m ² ①'

(イ) 原単位による算定

各用途ごとに床面積を原単位で割り、それらを合計します。

用途			附置義務台数の算定	
特定部分	事務所		11,400㎡①’	÷ 500 = 22.80
	劇場等	百貨店その他の店舗	500㎡②	÷ 350 = 1.43
		上記以外	㎡③	÷ 350 =
	その他の 特定用途	倉庫	㎡④	÷ 650 =
		上記以外	㎡⑤	÷ 650 =
非特定部分	特殊機械室等		㎡⑥	÷ 900 =
			(5を超える場合は5とします。)	
	その他の非特定用途		㎡⑧	÷ 900 =
合計			24.23 ⑪	

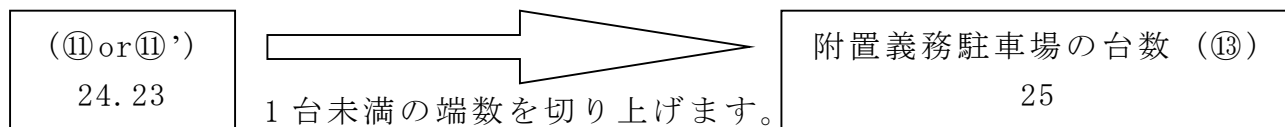
(ウ) 建築物の延べ面積が6,000m²未満の場合

建築物の延べ面積が6,000m²未満の場合は、上記で求めた台数に緩和率を乗じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - ⑨)}{6,000\text{m}^2 \times ⑩ - 1,500\text{m}^2 \times ⑨} = \boxed{\text{⑫}}$$

$$\boxed{\begin{array}{c} \textcircled{11} \\ \text{台} \end{array}} \times \boxed{\textcircled{12}} = \boxed{\textcircled{11}'}$$

(エ) 小数点以下の切上げ



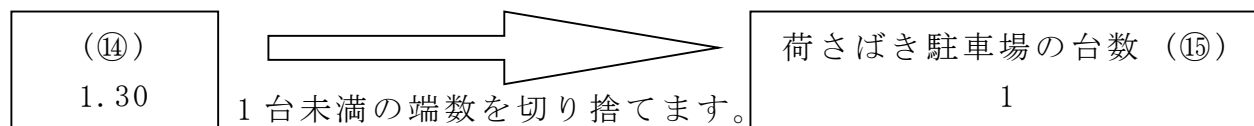
ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

荷さばき駐車場の台数の算定には、逓減する前の床面積を用います。
また、建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合でも、緩和率は乗じません。

用途			附置義務台数の算定
特定部分	事務所		12,000㎡① ÷ 10,000 = 1.20
	劇場等	百貨店その他の店舗	500㎡② ÷ 5,000 = 0.10
		上記以外	㎡③ ÷ 10,000 =
	その他の特定用途	倉庫	㎡④ ÷ 2,500 =
		上記以外	㎡⑤ ÷ 10,000 =
合計			1.30 ⑭ (10を超える場合は10とします。)

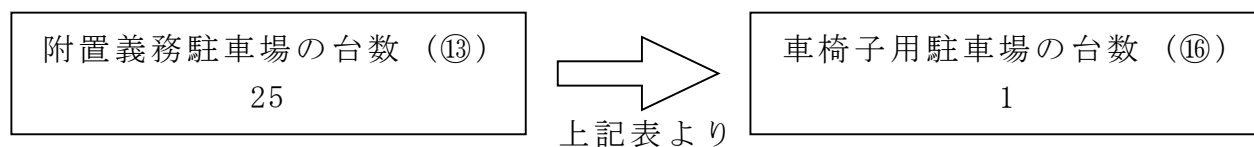
(イ) 小数点以下の切捨て



エ 車椅子用駐車場の台数の算定

車椅子用駐車場は、附置義務駐車場の台数により算定します。

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
15台未満	0 台
15台以上 30台未満	1 台
30台以上 50台未満	2 台
50台以上	3 台



オ 一般車用駐車場の台数の算定

一般車用駐車場の台数は、附置義務駐車場の台数から荷さばき駐車場の台数と車椅子用駐車場の台数を減じた台数とします。

附置義務駐車場の台数 (⑬) 25	—	荷さばき駐車場の台数 (⑮) 1		
	—	車椅子用駐車場の台数 (⑯) 1	=	一般車用駐車場の台数 (⑰) 23

カ 各台数

上記の結果から、各台数は次のようになります。

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数(台)
一般車用駐車場(⑰)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	23
荷さばき駐車場(⑮)	幅3、奥行き7.7、高さ3 幅4、奥行き6、高さ3	1
車椅子用駐車場(⑯)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	1
合 計 (⑬)	—	25

ただし、共同住宅部分に対しては、上記以外に中高層条例により共同住宅部分のために必要とされる駐車施設を設置する必要があります。

なお、建築物の増築又は用途の変更を行った場合の算定例については、別冊の「名古屋市駐車場条例等の解説(増築編)」を参考にしてください。

3 附置義務駐車場台数算定書の提出

駐車場調書を提出するときは、附置義務駐車場台数算定書(様式第5号)に附置義務駐車場の台数の算定根拠を記載して、駐車場調書に添付してください。

附置義務駐車場台数算定書

ア 条例適用の要件 (㎡)

用 途			床面積
特定部分	事務所		①
	劇場等	百貨店その他の店舗	②
		上記以外	③
	その他の特定用途	倉庫	④
		上記以外	⑤
非特定部分	特殊機械室等		⑥
	住宅、共同住宅、義務教育の学校等		⑦
	その他の非特定用途		⑧
合 計			⑨

特定用途(①～⑤) 非特定用途(⑥～⑧) ⑩

$$\boxed{} + \boxed{} \times 3 / 4 = \boxed{}$$

⑩が1,500㎡以下であれば、附置義務駐車場は必要ありません。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 床面積の逡減

事務所が1万㎡を超える部分

事務所部分の床面積	床 面 積
10,000㎡以下の部分	① × 1.0 =
10,000㎡を超え 50,000㎡以下の部分	① × 0.7 =
50,000㎡を超え100,000㎡以下の部分	① × 0.6 =
100,000㎡を超える部分	① × 0.5 =
合 計	①'

(イ) 原単位による算定

(台)

用 途			附置義務駐車場の台数
特定部分	事務所		①' ÷ 500 =
	劇場等	百貨店その他の店舗	② ÷ 350 =
		上記以外	③ ÷ 350 =
	その他の特定用途	倉庫	④ ÷ 650 =
		上記以外	⑤ ÷ 650 =
非特定部分	特殊機械室等		⑥ ÷ 900 = (5を超える場合は5とします。)
	その他の非特定用途		⑧ ÷ 900 =
合 計			⑪

(ウ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500 \times (6,000 - \text{⑨})}{6,000 \times \text{⑩} - 1,500 \times \text{⑨}} = \boxed{\text{⑫}}$$

$$\boxed{\text{⑪}} \times \boxed{\text{⑫}} = \boxed{\text{⑪'}}$$

(エ) 小数点以下を切上げ

$$\boxed{\text{⑪ or ⑪'}} \xrightarrow{\text{小数点以下を切上げ}} \boxed{\text{⑬}}$$

ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

(台)

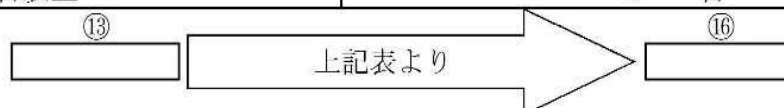
用 途			荷さばき駐車場の台数
特定部分	事務所		① ÷ 10,000 =
	劇場等	百貨店その他の店舗	② ÷ 5,000 =
		上記以外	③ ÷ 10,000 =
	その他の特定用途	倉庫	④ ÷ 2,500 =
		上記以外	⑤ ÷ 10,000 =
合 計			(10を超える場合は10とします。) ⑭

(イ) 小数点以下を切捨て



エ 車いす用駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数	車いす用駐車場の台数
15台未満	0 台
15台以上 30台未満	1 台
30台以上 50台未満	2 台
50台以上	3 台



オ 一般車用駐車場の台数の算定

⑬ - ⑮ - ⑯ = ⑰

カ 各台数

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数 (台)
一般車用駐車場(⑰)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	
荷さばき駐車場(⑮)	幅3、奥行き7.7、高さ3	
	幅4、奥行き6、高さ3	
車いす用駐車場(⑯)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	
合 計 (⑬)	—	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

（目的）

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について定めることを目的とする。

（一定の複数建築物の取扱い）

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第86条第1項若しくは第2項又は同法第86条の2第1項の規定により特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、次条から第3条の4までの規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にある一の建築物とみなす。

2 基準法第86条第3項若しくは第4項又は同法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により特定行政庁がその各建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと許可したものについては、次条から第3条の4までの規定を適用する場合においては、これらの建築物は、同一敷地内にある一の建築物とみなす。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第3条 次表左欄に掲げる地区内又は地域内において、同表中欄に掲げる規模の建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に同表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数（1台未満の端数は、切り上げる。）以上の規模を有する自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を附置しなければならない。

地区・地域	建築物の規模	自動車の駐車台数の割合
法第3条第1項の駐車場整備地区（以下「駐車場整備地区」という。）並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の商業地域（以下「商業地域」という。）及び近隣商業地域（以下「近隣	法第20条第1項の特定用途（以下「特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。以下「特定部分」という。）の床面積と特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除く。）の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計が1,500平方メートルを超える	劇場、映画館、演芸場、結婚式場、料理店、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場及び百貨店その他の店舗（以下「劇場等」という。）の用途に供する部分の床面積に対して350平方メートルごとに1台
		事務所の用途に供する部分の床面積に対して500平方メートルごとに1台
		特定用途（劇場等及び事務所の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して650平方メートルごとに1台

商業地域」という。)	もの	非特定用途（住宅、共同住宅、義務教育の学校等で規則で定めるもの及び市長が指定する施設等の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して900平方メートルごとに1台 市長が指定する施設等の用途に供する部分の床面積に対して900平方メートルごとに1台（5台を超える場合にあっては、5台）
------------	----	--

- 2 建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。）が、6,000平方メートルに満たない場合において、附置しなければならない駐車施設の台数は、前項の規定にかかわらず、同項の表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数に次の式により算定した緩和率を乗じて得た台数（1台未満の端数は、切り上げる。）とする。

$$\text{緩和率} = 1 - \left(\frac{1,500 \text{平方メートル} \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積})}{(6,000 \text{平方メートル} \times \text{前項の表中欄に掲げる合計面積} - 1,500 \text{平方メートル} \times \text{延べ面積})} \right)$$

- 3 第1項の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が1万平方メートルを超える建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートル以下の部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートル以下の部分の床面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に1万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

（建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置）

第3条の2 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分の床面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数以上の規模を有する駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。ただし、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない台数以上の規模を有する駐車施設を既に附置しているときは、この限りでない。

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の3 次表左欄に掲げる地区内又は地域内において、建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に同表右欄に定める割合により算定した台数を合計した台数（1台未満の端数は切り捨て、10台を超える場合にあっては10台とする。）以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない。

地区・地域	自動車の駐車台数の割合
駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域	倉庫の用途に供する部分の床面積に対して2,500平方メートルごとに1台
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分の床面積に対して5,000平方メートルごとに1台
	特定用途（倉庫及び百貨店その他の店舗の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して1万平方メートルごとに1台

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、第3条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

（建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の4 第3条の2の規定は、建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「次条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により新たに附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、第3条の2の規定により新たに附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

（建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合）

第3条の5 建築物の敷地が駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域とこれら以外の地域にわたる場合においては、当該建築物は当該敷地の面積の過半を占める地区又は地域にあるものとみなす。

（駐車施設の規模）

第3条の6 第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車の駐車用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、かつ、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 第3条の3又は第3条の4の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、自動車の駐車用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上とし、かつ、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の台数が15台以上30台未満の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも1台分は、30台以上50台未満の規模の建築物にあってはそのうち少なくとも2台分は、50台以上の規模の建築物にあってはそのう

ち少なくとも3台分は、車椅子の利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

4 建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めたものについては、前3項の規定は、適用しない。

5 第1項及び第3項の規定は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めた特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めたものについては、適用しない。

（適用除外）

第4条 基準法第85条の規定に基づく仮設建築物を新築し、又は増築しようとする者に対しては、第3条から第3条の4までの規定は、適用しない。

2 駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の区域から新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に工事に着手した者に対する駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の附置義務は、第3条から第3条の4までの規定にかかわらず、当該地区又は地域指定前の例による。

（附置の特例）

第5条 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所にそれぞれの該当する規定により定められている規模を有する駐車施設を設けるときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

2 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、2以上の建築物について、当該2以上の建築物の存する地区又は地域の地形、交通事情等からみて一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めた場合において、当該2以上の建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を一団として設けるときは、当該2以上の建築物又は当該2以上の建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

3 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けるときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

4 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物（市長が別に定める地区（第5条の3において同じ。）内のものに限る。）の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地から相当の距離にある

市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設け、かつ、当該駐車施設が適切に利用される措置を講じたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

- 5 第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の構造又は敷地の位置若しくは形状により、市長が特にやむを得ないと認めた場合において、荷さばきのための駐車施設の附置に代わる措置を講ずるときは、これらの規定によらないことができる。

(表示板の設置)

第5条の2 前条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者は、当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に設ける駐車施設の位置、台数等を記載した表示板を設置しなければならない。

- 2 前項の規定による表示板の様式は、規則で定める。

(公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和)

第5条の3 市長が別に定める地区内において第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、公共交通機関の利用の促進に資する措置等を講ずることにより、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めたものに対しては、規則で定めるところにより、附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

(報告)

第5条の4 市長は、第5条第1項から第4項までの規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、駐車施設等の状況について、必要に応じ、報告を求めることができる。

(申請)

第6条 第3条の6第4項、第5条又は第5条の3の規定による承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の管理)

第7条 第3条、第3条の2若しくは第5条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設又は第3条の3若しくは第3条の4の規定により附置された荷さばきのための駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設又は当該荷さばきのための駐車施設を常時この条例で定める規模において維持し、かつ、自動車が有効に駐車できる状態において管理しなければならない。

(措置命令)

第8条 市長は、駐車施設の附置義務者が第3条若しくは第3条の2の規定に違反し、荷さばきのための駐車施設の附置義務者が第3条の3、第3条の4若しくは第5条第5項の規定に違反し、駐車施設の設置者が第5条第1項か

ら第4項まで若しくは第5条の2から第5条の4までの規定に違反し、又は駐車施設若しくは荷さばきのための駐車施設の所有者若しくは管理者が前条の規定に違反したときは、当該違反者に対して、期間を定めて、駐車施設の附置又は設置、荷さばきのための駐車施設の附置、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、駐車施設の附置義務者、設置者、所有者若しくは管理者又は荷さばきのための駐車施設の附置義務者、所有者若しくは管理者に対して、あらかじめその命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

(立入り検査)

第9条 市長は、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の適正な規模等を確保するため必要があると認めるときは、当該職員をして駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に立ち入らせてその規模等に関して検査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入り検査を行なう場合は、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 前項の規定による証票の様式は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第8条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による当該職員の立入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほかその法人又は人に対して前条の刑を科する。

附 則

この条例の施行の日は、市長が定める。

(昭和34年規則第49号で昭和34年10月1日から施行)

附 則 (昭和34年条例第34号) 抄

1 この条例は、名古屋市駐車場条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和36年条例第31号)

この条例は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則 (昭和38年条例第68号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 名古屋市駐車場条例の規定に基く大規模の建築物に附置する駐車施設の規模等に関する条例(昭和34年名古屋市条例第34号)は廃止する。

3 この条例施行の際、現に指定されている駐車場整備地区内又は商業地域内において、この条例施行の日から起算して6月以内に工事に着手した者に対する駐車施設の附置義務は、この条例による改正後の名古屋市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 周辺地区に指定された地区内においてこの条例施行の日から起算して6月以内に工事に着手した者に対しては、この条例による改正後の名古屋市駐車場条例第15条の規定は、適用しない。

附 則（昭和39年条例第11号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第14号）

この条例は、名古屋都市計画事業復興土地区画整理事業施行地区内の中第1工区及び中第2工区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（昭和43年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第19号）

この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行の日から施行する。
（昭和44年政令第157号で昭和44年6月14日から施行）

附 則（昭和44年条例第41号）

この条例は、名古屋都市計画事業復興土地区画整理事業施行地区内の中第3工区、中第4工区、中第9工区及び中村第3工区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（昭和44年10月20日名古屋市告示第263号）

附 則（昭和45年条例第48号）抄

1 この条例は、昭和45年9月1日から施行する。

3 第11条及び第12条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状による延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

（1）名古屋市駐車場条例第9条第3項

附 則（昭和45年条例第65号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第4号）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の名古屋市駐車場条例の規定に基づく路上駐車場の利用に係る駐車料金及び割増金並びにこれらに係る延滞金及び督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年条例第 6 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市駐車場条例の規定（第 11 条を除く。）は、平成 4 年 10 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年条例第 7 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 2 号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号）第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

（告示の日＝平成 8 年 5 月 31 日）

附 則（平成 12 年条例第 90 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 52 号）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市駐車場条例の規定（第 5 条の 3 を除く。）は、平成 17 年 4 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年条例第 14 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の表の改正規定（同表中欄に係る部分に限る。）、第 5 条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に 3 項を加える改正規定、第 5 条の 2 の改正規定、第 5 条の 3 の改正規定及び同条を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに第 6 条から第 8 条までの改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の名古屋市駐車場条例の規定により建築物に駐車施設を附置した者は、市長の承認を受けたときは、この条例による改正後の名古屋市駐車場条例（以下「改正後条例」という。）の規定の適用を受けることができる。
- 3 改正後条例の規定は、次項に定めるものを除き、平成 29 年 4 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。
- 4 改正後条例第 3 条第 1 項（同項の表中欄に係る部分に限る。）、第 5 条から第 5 条の 4 まで及び第 6 条から第 8 条までの規定は、附則第 1 項ただし書の規則で定める日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した

者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。

(目的)

第1条 この規則は、名古屋市駐車場条例(昭和34年名古屋市条例第9号。以下「条例」という。)の施行につき必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める用途に供する部分)

第2条 条例第3条第1項の表及び同条第2項に規定する規則で定める用途に供する部分は、次に掲げるものとする。

(1) 公共用歩廊

(2) しゅん工後おおむね10年を経過した建築物における維持管理のために増築する部分

(3) 防災上の措置を講ずるために増築する部分

(義務教育の学校等)

第3条 条例第3条第1項の表に規定する義務教育の学校等で規則で定めるものは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設とする。

(申出)

第3条の2 条例第5条第3項又は第4項の規定による指定を受けようとする者は、市長が別に定める申出書の正本及び副本に、それぞれ市長が別に定める図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、市長が別に定める通知書に前項の申出書の副本を添えて、申出者に指定した旨を通知する。

(表示板の様式)

第4条 条例第5条の2第2項の表示板の様式は、第1号様式とする。

(公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和)

第4条の2 条例第5条の3の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、条例第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の台数の5分の1以下(当該台数が5台未満の場合にあっては、1台)とする。

(定期報告)

第4条の3 市長は、条例第5条の4の規定に基づき、条例第5条第3項又は第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、毎年1回、駐車施設等の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 条例第5条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者 同項の規定による指定を受けた駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類

(2) 条例第5条第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者 同項の規定による指定を受けた駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類及び同項の措置の実施状況を示す書類

(3) 条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者 同条の措置等の実施状況を示す書類

(申請等)

第5条 条例第6条の規定により、条例第3条の6第4項に規定する承認を受けようとする者は、第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設又は荷さばきのための駐車施設及び建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	断面図	縮尺、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の天井又ははり下の高さ、車路の天井又ははり下の高さ及び車路の傾斜部の勾配

2 条例第6条の規定により、条例第5条第1項から第4項までに規定する承認を受けようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面（同条第4項に規定する承認を受けようとする者にあつては、当該図面及び同項の措置の内容を明らかにする書類）を添えて、市長に提出しなければならない。

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設（建築物又は建築物の敷地内の駐車施設を除く。）	付近見取図	方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員

3 条例第6条の規定により、条例第5条第5項に規定する承認を受けようとする者は、第4号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ第1項の表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第6条の規定により、条例第5条の3に規定する承認を受けようとする者は、第4号様式の2による申請書の正本及び副本に、それぞれ第2項の表に掲げる図面及び同条の措置等の内容を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 条例第6条後段の規定により、前各項の承認を受けた事項を変更しようとする者は、前各項の規定にかかわらず、前各項の申請書の正本及び副本に、変更しようとする事項に係る図面を添えて、市長に提出することをもって足りる。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。

8 条例第5条第2項に規定する承認を受けた者は、同項の2以上の建築物の工事を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令書の様式)

第6条 条例第8条第3項の措置命令書の様式は、第6号様式とする。

(身分証明書の様式)

第7条 条例第9条第3項の証票の様式は、第7号様式とする。

附 則

この規則は、昭和35年6月1日から施行する。

附 則(昭和36年規則第54号)

この規則は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則(昭和38年規則第45号)

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年規則第64号)

この規則は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則(昭和43年規則第22号)抄

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年規則第83号)

この規則は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則(昭和46年規則第26号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第28号)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 名古屋市建築基準法施行細則(昭和31年名古屋市規則第58号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成4年規則第98号)

1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。

2 名古屋市建築基準法施行細則(昭和31年名古屋市規則第58号)の一部を次のよ

うに改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書及び申出書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第101号)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市駐車場条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市駐車場条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第123号)

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

【参考】名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第14号）中第5条中第2項を第5項とし、第1項の次に3項を加える改正規定、第5条の2の改正規定、第5条の3の改正規定及び同条を第5条の4とし、第5条の2の次に1条を加える改正規定並びに第6条から第8条までの改正規定の施行期日は平成30年1月1日とし、第3条第1項の表の改正規定（同表中欄に係る部分に限る。）の施行期日は同年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式

駐 車 施 設
案 内 図

この建築物は、名古屋市駐車場条例第 5 条第 項の規定により、建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことについて、市長の承認を受けた建築物です。

承認年月日 年 月 日

承認番号 第 号

備考 1 材質は、耐久性を有するものとし、堅固に建築物の見やすい場所に固定するものとする。

2 大きさは、縦50センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。

第 2 号様式

承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び
代表者氏名)

名古屋市駐車場条例第 3 条の 6 第 4 項の規定による駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車のに供する部分の規模の規定の適用除外の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1	建築物の建築 場所			
2	駐車施設の面 積及び台数	区 分	面 積	台 数
		建 築 物 内	平方メートル	台
		建築物の敷地内	平方メートル	台
		建築物又は建築物 の敷地内以外の駐 車施設	平方メートル	台
		合 計	平方メートル	台
		(上記のうち、車いすの利 用者のための駐車施設)		
3	条例第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 4 第 1 項の規定による荷さ ばきのための駐車施設の台数	台 (駐車施設の台数に含む・含まな い)		
4	条例第 3 条の 6 第 1 項から第 3 項 までの規定によることができない 駐車施設又は荷さばきのための駐 車施設の自動車の駐車のに供す る部分の規模及びその理由			
※ 受付 欄		※ 受 付 年 月 日		
		年 月 日		
		※ 受 付 番 号		
		第 号		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式

(表)
承認 (変 更) 申 請 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例第 5 条第 項の規定による駐車施設の附置の特例の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

駐車施設 (建築物又は建築物の敷地内の駐車施設を除く。)	1 設置しようとする場所			
	2 権 利 関 係		(所有権、使用権等 この施設について 持っている権利)	
	3 使用承諾者	住所又は事務所 所在地		
		氏名又は名称		
	4 面積及び台数	区 分	面 積	台 数
		建 築 物 内	平方メートル	台
		そ の 他	平方メートル	台
		合 計	平方メートル	台
	5 供用開始の日			

(裏)

建築物	6 建築場所			
	7 用途及び床面積	駐車施設の用途に供する部分	平方メートル	
		劇場等の用途に供する部分	平方メートル	
		事務所の用途に供する部分	平方メートル	
		その他の特定用途に供する部分	平方メートル	
		非特定用途に供する部分	平方メートル	
		市長が指定する施設等の用途に供する部分	平方メートル	
		延 べ 面 積	平方メートル	
	8 条例第3条及び第3条の2の規定による駐車施設の台数	台		
	9 駐車施設の面積及び台数	区 分	面 積	台 数
		建 築 物 内	平方メートル	台
		建築物の敷地内	平方メートル	台
建築物又は建築物の敷地内以外の駐車施設		平方メートル	台	
合 計		平方メートル	台	
10 工事期間	着工予定： 年 月 完了予定： 年 月			
11 申請の理由				
12 措置の内容				
※受付欄	※ 受 付 年 月 日		年 月 日	
	※ 受 付 番 号		第 号	

注 1 12の欄は、条例第5条第4項に規定する承認を申請する場合に記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 4 号様式

承認（変更）申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所
氏名

（法人の場合は所在地、名称及び
代表者氏名）

名古屋市駐車場条例第 5 条第 5 項の規定による荷さばきのための駐車施設の
附置の特例の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1	建築物の建築場所		
2	用途及び床面積	倉庫の用途に供する部分	平方メートル
		百貨店その他の店舗の用途に 供する部分	平方メートル
		その他の特定用途に供する部 分	平方メートル
3	条例第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 4 第 1 項の規 定による荷さばきのための駐車施設の台数		台
4	上記台数によるこ とができない理由		
5	荷さばきのための 駐車施設の附置に 代わる措置		
※ 受 付 欄			※受 付 年 月 日
			年 月 日
			※受 付 番 号
			第 号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第4号様式の2

(表)
承認(変更)申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例第5条の3の規定による附置義務台数の緩和の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 建築物の 建築場所		
2 用途及び 床面積	駐車施設の用途に供する部分	平方メートル
	劇場等の用途に供する部分	平方メートル
	事務所の用途に供する部分	平方メートル
	その他の特定用途に供する部分	平方メートル
	非特定用途に供する部分	平方メートル
	市長が指定する施設等の用途に 供する部分	平方メートル
	延べ面積	平方メートル
3 条例第3条及び第3条の2の規定による駐車施 設の台数	台	

(裏)

4	申請の理由			
5	措置等の内容			
6	減ずる駐車施設の台数	台		
7	駐車施設の面積及び台数	区 分	面 積	台 数
		建 築 物 内	平方メートル	台
		建 築 物 の 敷 地 内	平方メートル	台
		建築物又は建築物の敷地内以外の駐車施設	平方メートル	台
		合 計	平方メートル	台
※ 受付欄			※ 受 付 年 月 日	
			年 月 日	
			※ 受 付 番 号	
			第 号	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 5 号様式

承認通知書

様

下記の申請につきましては、名古屋市駐車場条例の規定により、承認しましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長

印

記

申請年月日	年 月 日
受付番号	第 号
建築物の建築場所	
承認番号	第 号
条 件	

注 この通知書は、副本とともに大切に保管してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 6 号様式

第		号
様		
措 置 命 令 書		
1	建築物の所在地	
2	建築物の用途及び規模	
上記の建築物は、名古屋市駐車場条例の規定に違反していますので、同条例第 8 条の規定により下記のとおり命じます。		
年 月 日		
名古屋市長		印
記		
1	措 置	
2	理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 7 号様式

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、名古屋市駐車場条例第 9 条の規定により駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
(有効期間 1 年)	
名古屋市長	
	

(裏)

名古屋市駐車場条例抜すい
(立入り検査) 第 9 条 市長は、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の適正な規模等を確保するため必要があると認めるときは、当該職員をして駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に立ち入らせてその規模等に関して検査をさせ、又は関係人に質問させることができる。 2 前項の規定により立入り検査を行なう場合は、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。 (以下省略)

備考 用紙の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 8 センチメートルとする。

1 目的

この取扱基準は、名古屋市駐車場条例（昭和34年条例第9号。以下「条例」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 駐車施設の用途に供する部分

条例第3条第1項の表中欄及び同条第2項に規定する駐車施設の用途に供する部分とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 自動車の駐車及び車路の用に供する部分
- (2) 自転車の駐車及び車路の用に供する部分
- (3) (1)及び(2)に規定する部分に附属する部分
- (4) バスターミナル施設における誘導車路、操車場、主として旅客が利用する乗降場等の用に供する部分

3 市長が指定する施設等の用途

条例第3条第1項の表右欄に規定する市長が指定する施設等の用途とは、中水道施設、地域冷暖房施設、防災用備蓄倉庫、消防用水利施設、電気事業の用に供する開閉所及び変電所、ガス事業の用に供するバルブステーション・ガバナーステーション及び特定ガス発生設備、水道事業又は公共下水道の用に供するポンプ施設、第一種電気通信事業の用に供する電気通信交換施設、都市高速鉄道の用に供する停車場・開閉所及び変電所、発電室、大型受水槽室、汚水貯留施設、コージェネレーション施設、太陽光発電設備、燃料電池設備、自然冷媒を用いたヒートポンプ・蓄熱システム等環境負荷の低減等の観点から必要な設備であって公共施設に対する負荷の増大のないもの並びに駅等に設けられる通路等の用途をいう。

4 学校等

条例第3条第4項に規定する学校等には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校を含むものとする。

5 駐車施設の規模

- (1) 条例第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設を建築物内に附置する場合には、駐車施設及びそれに附属する車路のはり下の高さは、2.1メートル以上とするものとする。
- (2) 条例第3条の3又は第3条の4の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を建築物内に附置する場合には、荷さばきのた

めの駐車施設及びそれに附属する車路のはり下の高さは、3メートル以上とするものとする。

- (3) 条例第3条の6第5項に規定する自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができると市長が認めたものとは、特殊の装置の安全性について社団法人立体駐車場工業会が認定したもので、有効な前面空地を有するものをいう。

6 市長が特にやむを得ないと認めた場合

条例第5条第1項に規定する市長が特にやむを得ないと認めた場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 建築物の建築主が、同一敷地とみなし得る位置に条例第5条の規定に適合する駐車施設を設け、又は所有している場合
- (2) 既存建築物の上階又は後方に増築する場合で、既存建築物の構造上駐車施設に模様替等することが不可能な場合
- (3) 駐車施設若しくは自動車の出入口の位置が法令等に抵触し、駐車施設又は自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合
- (4) 建築物の敷地内に公共の用に供する施設が設置されるなどして、駐車施設又は自動車の出入口を設置することが不可能又は困難な場合
- (5) 前面道路に交通規制があり自動車の出入りが不可能又は困難な場合
- (6) 前面道路の歩行者又は自動車の交通量が多く、交通安全上駐車施設又は自動車の出入口を設けることが適当でないと認められる場合
- (7) 駐車施設又は自動車の出入口を設けようとした場合に、撤去又は移動することが困難な障害物が道路上にある場合
- (8) 建築物の敷地の間口が狭小なため安全な駐車施設を設置することが困難な場合
- (9) 建築物の敷地が、歩行者空間を積極的に整備する路線にのみ面している場合
- (10) 建築物の敷地が次に掲げる区域内にある場合（附置しなければならない駐車施設の台数が50台を超える場合で、建築物又は建築物の敷地内に50台以上の駐車施設を附置しているときに限る。）

東区

西新町の全域

東桜一丁目の区域の一部（別図1のとおり）

東新町の全域

久屋町の全域

武平町の全域

西区

名駅一丁目の全域

中村区

笹島町の区域の一部（別図1のとおり）

椿町の全域

名駅一丁目の全域

名駅二丁目から五丁目までの区域の各一部（別図1のとおり）

名駅南一丁目の区域の一部（別図1のとおり）

中区

栄一丁目から五丁目までの区域の各一部（別図1のとおり）

新栄町の全域

錦一丁目及び二丁目の全域

錦三丁目の区域の一部（別図1のとおり）

- (11) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定により附置された駐車施設が、一時的な事由により使用することができなくなる場合（当該事由が消滅した後に、附置しなければならない駐車施設を建築物又は建築物の敷地内に設置することができることに限る。）

- (12) 敷地面積が 500平方メートル未満の場合

7 合理的であると市長が認めた場合

条例第 5条第 2項に規定する合理的であると市長が認めた場合とは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 一団として駐車施設を設けることで、歩行者等の安全が確保でき、自動車の交通処理が円滑になること
- (2) 条例第 5条第 2項の 2以上の建築物それぞれの着工予定年月又は完了予定年月の差が、原則として 3箇月以内であること
- (3) 原則として条例第 5条第 2項の 2以上の建築物の供用開始をするときには、一団として設ける駐車施設（以下「共同駐車場」という。）が供用開始していること
- (4) 共同駐車場が、駐車場法施行令（昭和32年政令第 340号）（以下「施行令」という。）に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (5) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定の適用を受ける者が、共同駐車場の使用に関する正当な権原を有すること

8 支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合及び市長が認めたもの

条例第 5条第 3項及び第 4項並びに第 5条の 3に規定する市長が認めた場合及び市長が認めたものとは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 原則として荷さばきのための駐車施設及び車椅子の利用者のための駐車施設には適用しないこと
- (2) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定の適用を受ける建築物と条例第 5条第3項及び第 4項に規定する市長が指定する駐車施設（以下「集約駐車場」という。）との間において合理的な経路が確保されていること（条例第 5条第 3項及び第 4項に規定する承認の場合に限る。次号において同じ。）
- (3) 条例第 3条又は第 3条の 2の規定の適用を受ける者が、集約駐車場の使

用に関する正当な権原を有すること

9 集約駐車場

集約駐車場は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 建築物である駐車施設であること
- (2) 駐車のために供する部分の面積が 500平方メートル以上の規模を有する駐車施設であること
- (3) 施行令に定める構造及び設備の基準に適合していること
- (4) 条例第 3条の 6（同条第 4項を除く。）の規定に適合する駐車施設であること
- (5) 駐車施設の出入口付近の道路に当該駐車施設を利用する自動車の滞留が発生するおそれがないこと
- (6) 原則として別図 2に示す路線に面していること（条例第 5条第 4項の場合に限る。）
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設でないこと

10 集約駐車場への駐車施設の附置

駐車施設を集約駐車場に附置する場合においては、次のとおりとする。

- (1) 集約駐車場のうち、一般公共の用に供する部分へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、当該部分に係る台数の10分の 3以下とする。ただし、集約駐車場に設けることが可能な台数（以下「空き台数」という。）が、一般公共の用に供する部分に係る台数の10分の 3以下となる場合は、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、空き台数以下とする。
- (2) 集約駐車場のうち、一般公共の用に供する部分以外の部分へ駐車施設を設ける場合、当該集約駐車場に附置することのできる台数は、空き台数以下とする。
- (3) 空き台数は、名古屋市駐車場条例施行細則（昭和35年規則第27号）第 5条第 2項に規定する申請をする際に、集約駐車場の利用状況に基づき算定するものとする。

11 市長が別に定める地区

条例第 5条第 4項及び第 5条の 3に規定する市長が別に定める地区は、次のとおりとする。

東区

白壁一丁目、四丁目及び五丁目の全域
赤塚町の区域の一部（別図 3のとおり）
相生町の全域
主税町の全域

槿木町の全域
飯田町の全域
上堅杉町の全域
東外堀町の全域
東片端町の全域
泉一丁目から三丁目までの全域
東桜一丁目及び二丁目の全域
久屋町の全域
武平町の全域
西新町の全域
東新町の全域

西区

栄生一丁目の全域
則武新町一丁目から四丁目までの全域
菊井一丁目及び二丁目の全域
新道一丁目及び二丁目の全域
幅下一丁目及び二丁目の全域
名駅一丁目から三丁目までの全域
牛島町の全域
那古野一丁目及び二丁目の全域

中村区

千原町の全域
井深町の全域
亀島一丁目及び二丁目の全域
則武一丁目及び二丁目の全域
竹橋町の全域
椿町の全域
名駅一丁目から五丁目までの全域
那古野一丁目の全域
名駅南一丁目から四丁目までの全域
太閤通の区域の一部（別図 3のとおり）
太閤一丁目から五丁目までの全域
笹島町一丁目の全域
下広井町一丁目の全域
牧野町の全域
上米野町の全域
郷前町の全域
権現通の区域の一部（別図 3のとおり）
大正町の全域
深川町の全域

下米野町の全域
長戸井町の全域
黄金通の区域の一部（別図 3のとおり）
平池町の全域
運河町の全域

中区

三の丸一丁目の区域の一部（別図 3のとおり）
三の丸二丁目及び三丁目の全域
丸の内一丁目から三丁目までの全域
錦一丁目から三丁目までの全域
栄一丁目から五丁目までの全域
新栄町の全域
東桜二丁目の全域
新栄一丁目の全域
千代田一丁目及び二丁目の全域
千代田五丁目の区域の一部（別図 3のとおり）
大須一丁目から四丁目までの全域

中川区

運河町の全域
百船町の全域
九重町の全域

12 駐車施設が適切に利用される措置

条例第 5条第 4項に規定する措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 措置の内容と相当の距離について、合理的な根拠を有すること
- (2) 相当な距離は、原則として 1キロメートルを超えないこと

13 公共交通機関の利用の促進に資する措置等

条例第 5条の 3に規定する措置等は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 公共交通機関の利用の促進に資する措置のほか、本市の交通施策に資する措置であること
- (2) 措置の内容と条例第 5条の 3の規定により減ずることができる台数について、合理的な根拠を有すること。ただし、当該合理的な根拠のない場合は、1つの措置に対して減ずることができる台数は、原則として10分の 1以下とすること
- (3) 公共交通機関の広報に関する措置（時刻表の設置、公共交通機関までの地図の配布等）により減ずることができる台数は20分の 1以下とすること（ただし、当該措置は、他の措置と併せて行わなければならない。）

- (4) 措置を複数実施する場合は、それぞれの措置に応じた台数を加算することができ、その合計が第 3 条又は第 3 条の 2 の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数の 5 分の 1 以下とすること
- (5) 名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 14 号）附則第 2 項の規定により市長の承認を受けることができるのは、新たに措置等を行う場合に限る。

附 則

この取扱基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

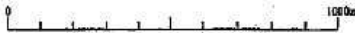
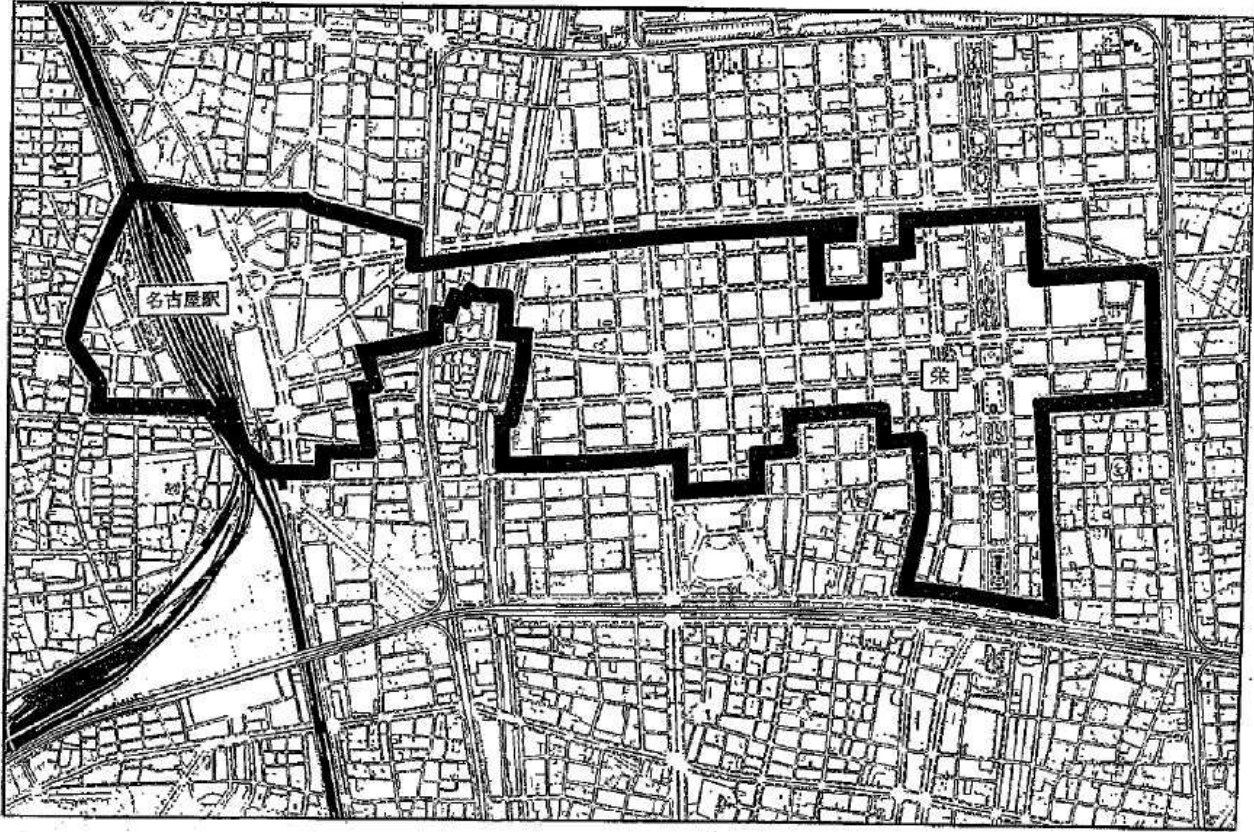
附 則

この取扱基準は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

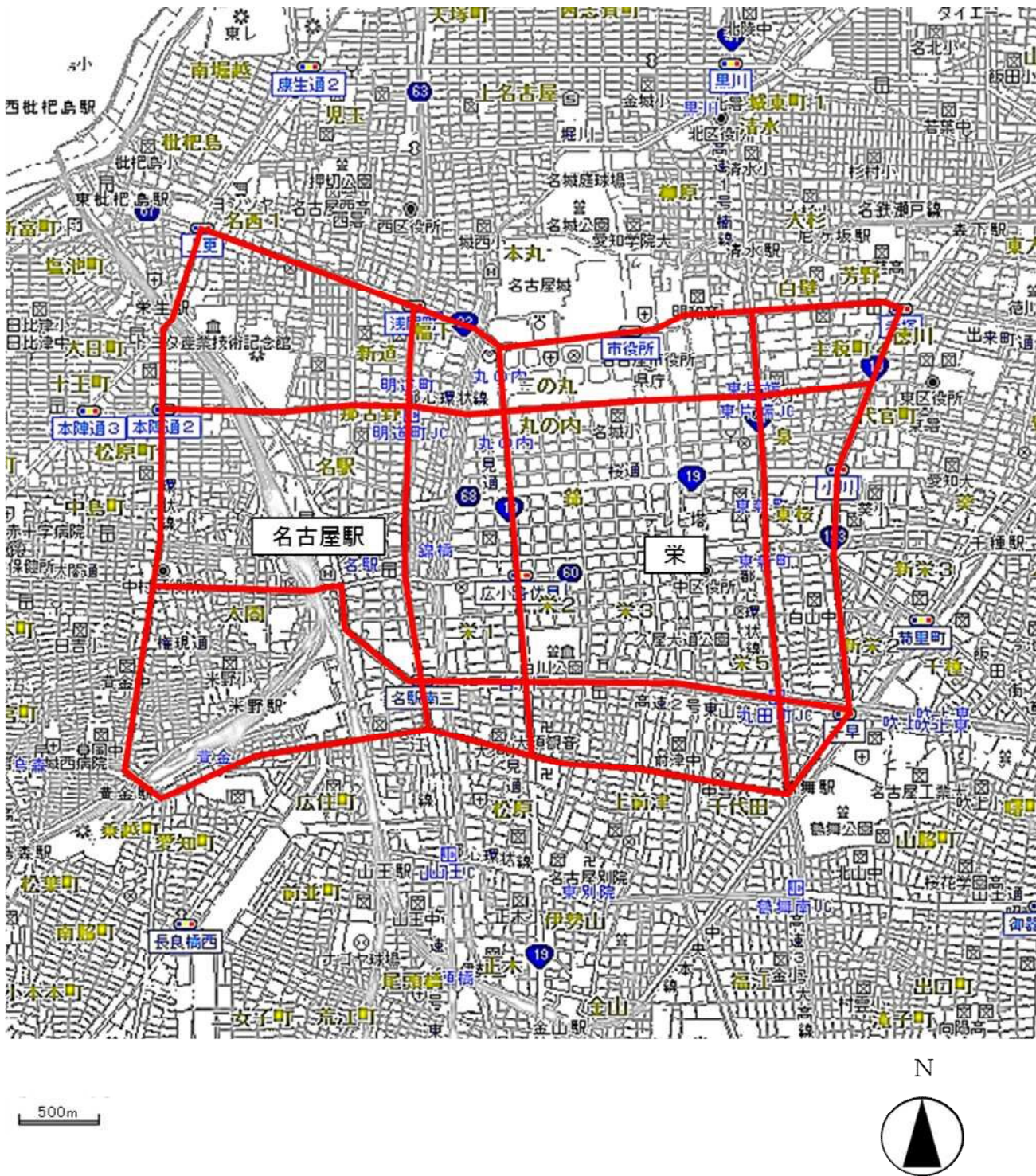
附 則

この取扱基準は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

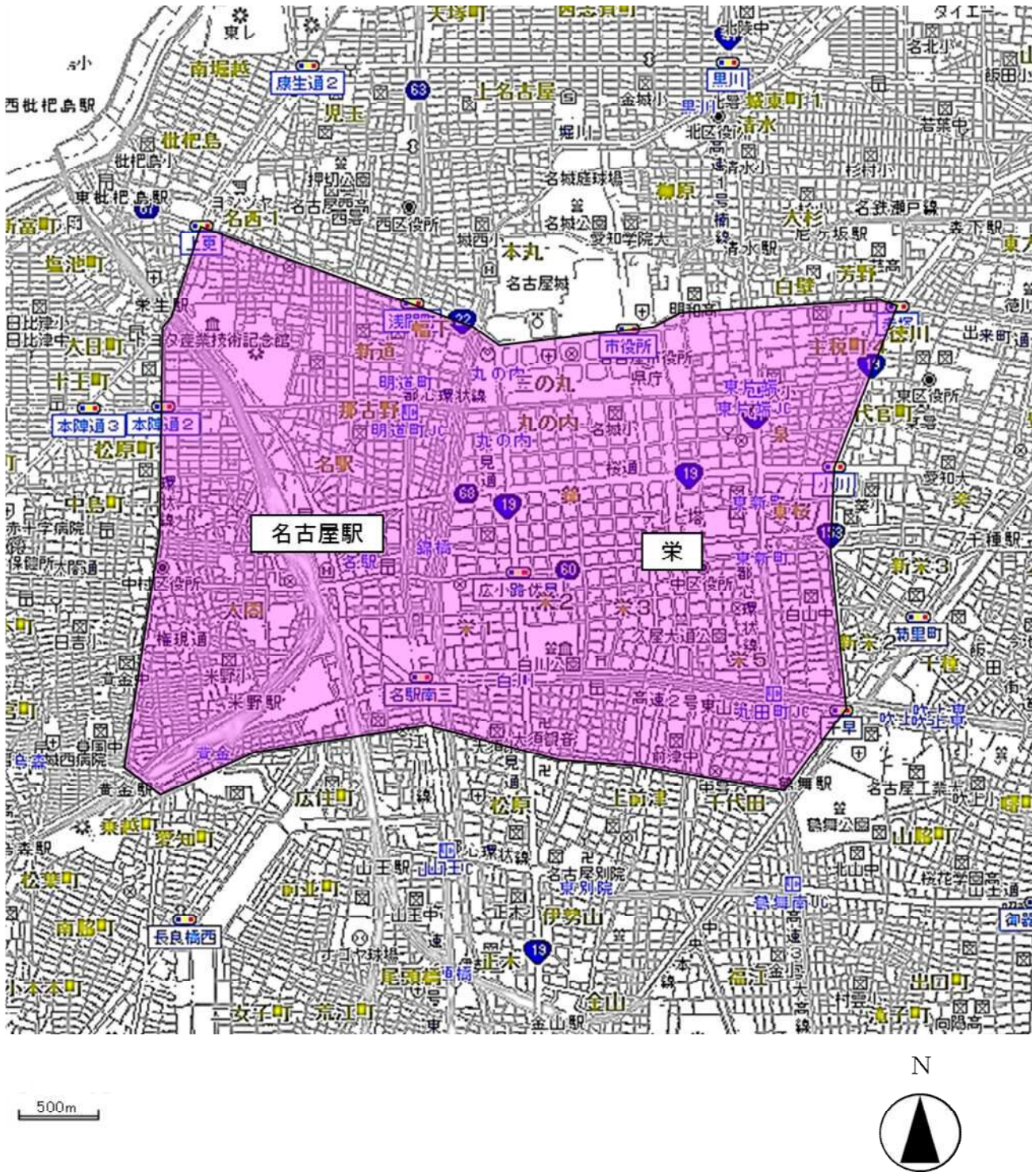
別図 1



別図 2



別図 3

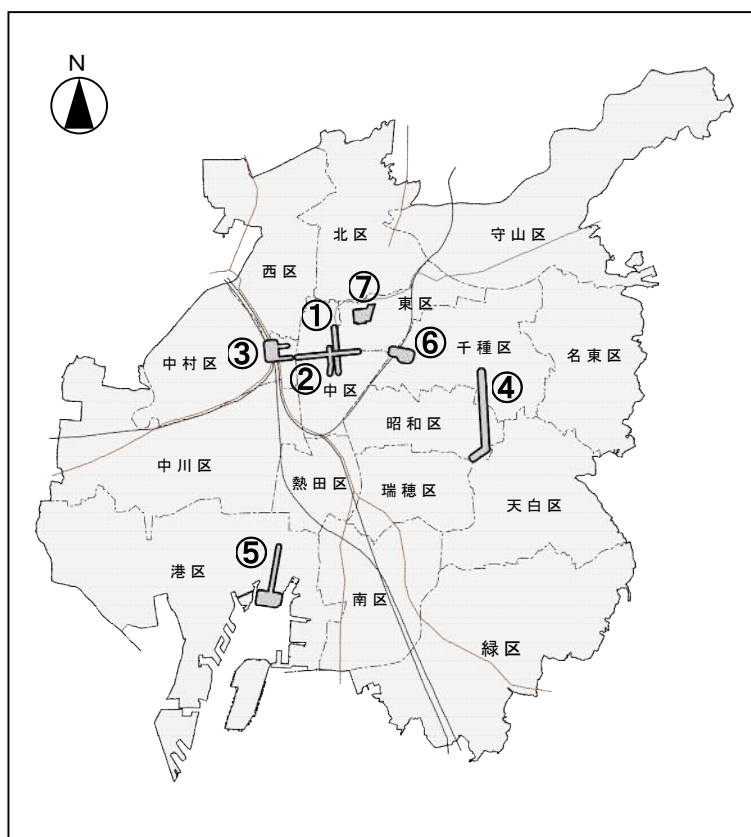


都市景観形成地区及び景観形成基準(抜粋)

(担当課:住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室)

(1)都市景観形成地区

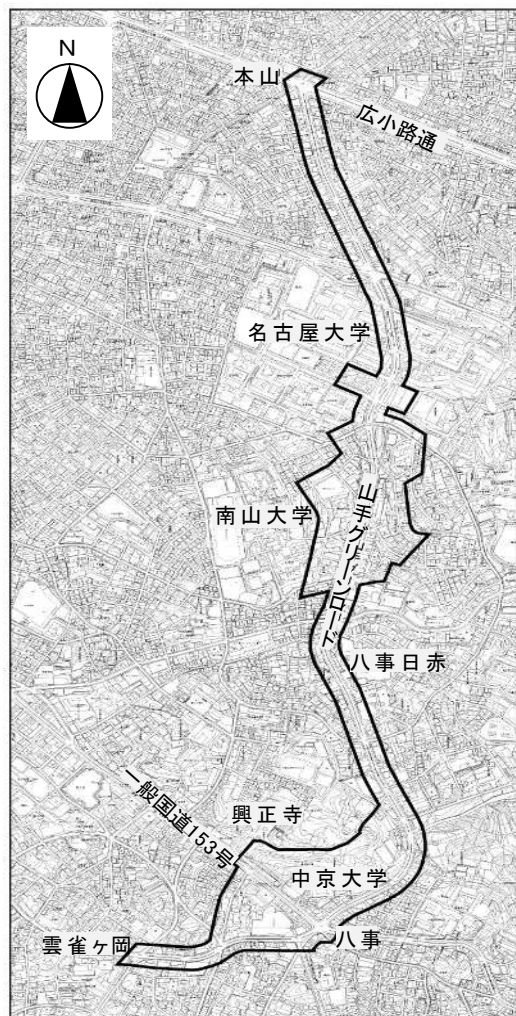
- ① 久屋大通地区
- ② 広小路・大津通地区
- ③ 名古屋駅地区
- ④ 四谷・山手通地区
- ⑤ 築地地区
- ⑥ 今池地区
- ⑦ 白壁・主税・槇木地区
(平成 24 年 3 月 1 日指定)



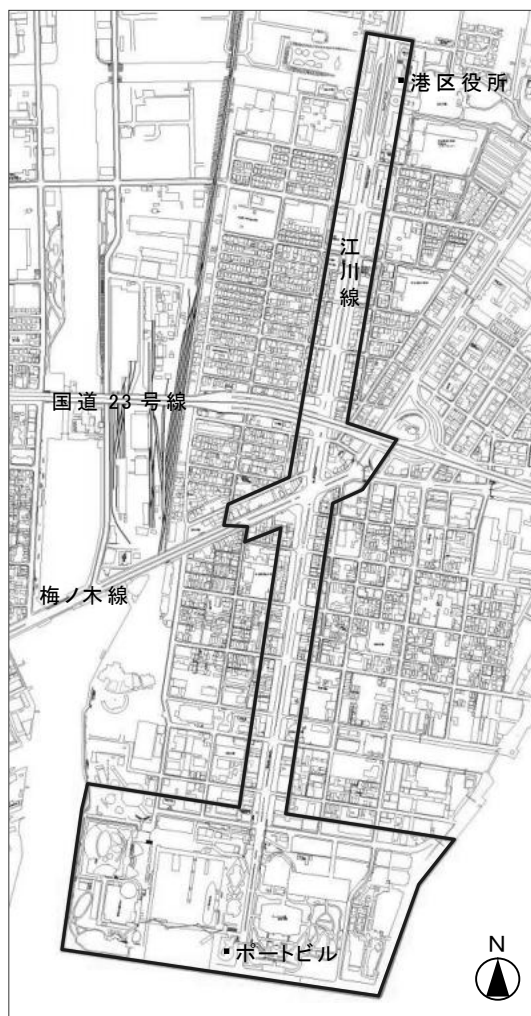
①久屋大通地区、②広小路・大津通地区、③名古屋駅地区



④ 四谷・山手通地区



⑤ 築地地区



⑥ 今池地区



⑦ 白壁・主税・槿木地区(平成24年3月1日指定)



(2) 景観形成基準(抜粋)

① 久屋大通都市景観形成地区

駐車場の出入口は、原則として久屋大通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、久屋大通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

駐車場は、久屋大通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

② 広小路・大津通都市景観形成地区

駐車場の出入口は、原則として広小路通・大津通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、広小路通・大津通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

駐車場は、広小路通・大津通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

③ 名古屋駅都市景観形成地区

駐車場の出入口は、原則として主要道路に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、主要道路以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。〔ロータリー周辺・桜通・名駅通・広小路通〕

駐車場の出入口が主要道路に面する場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。〔太閤通口・名駅通(高架)〕

駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

④ 四谷・山手通都市景観形成地区

駐車場の出入口は、歩道を横断する箇所を極力少なくするように設置する。

駐車場は、山手グリーンロード又は一般国道153号から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

⑤ 築地都市景観形成地区

駐車場の出入口は、原則として江川線に面して設置しない。ただし、江川線以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。

駐車場は、江川線から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

⑥ 今池都市景観形成地区

駐車場は、幹線道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。〔幹線道路沿い〕

駐車場の出入口は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。〔幹線道路沿い〕

⑦ 白壁・主税・槿木地区（平成24年3月1日指定）

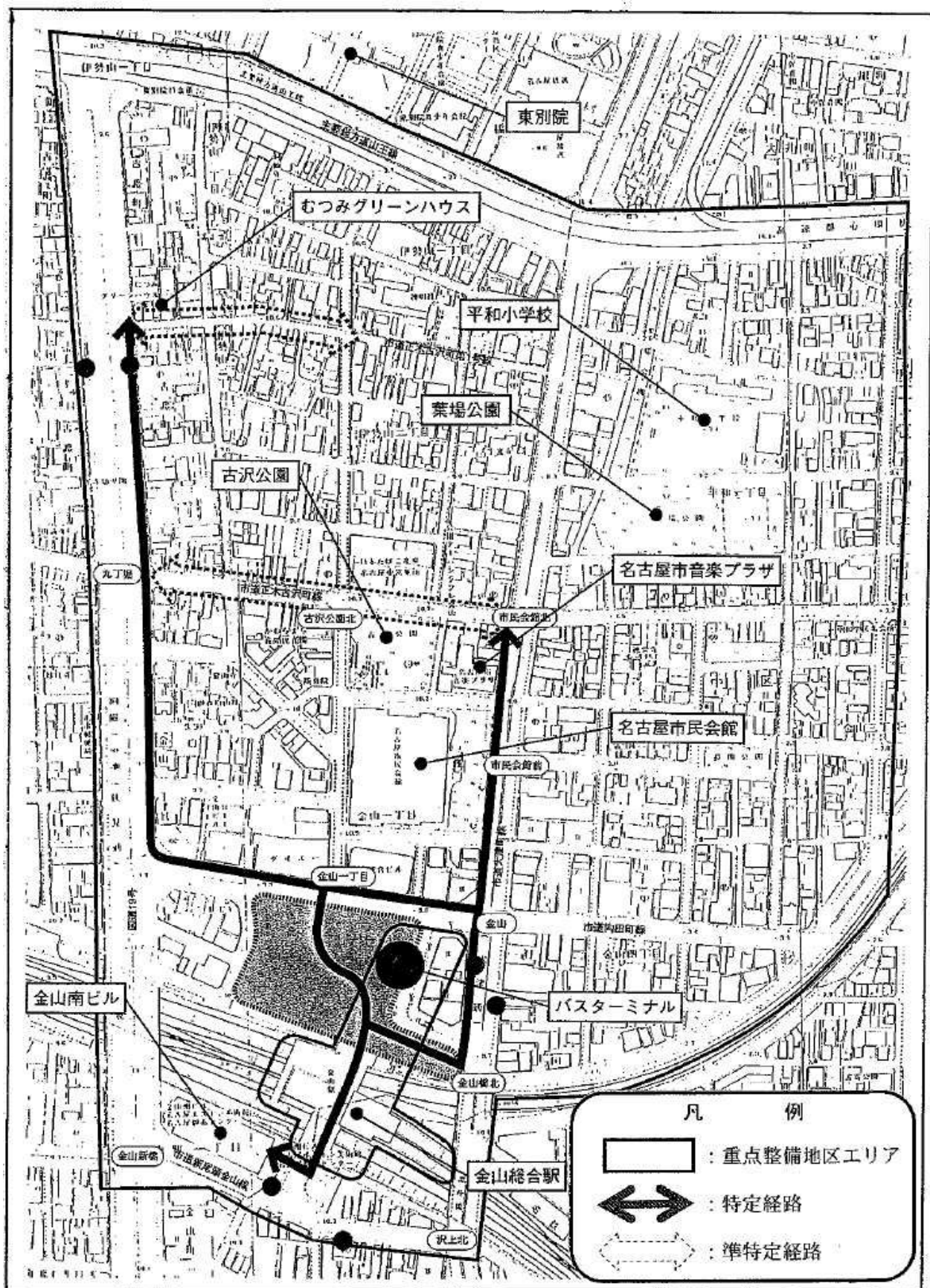
駐車場の出入口は、道路に面する箇所を極力少なくするように設置する。

駐車場は、道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

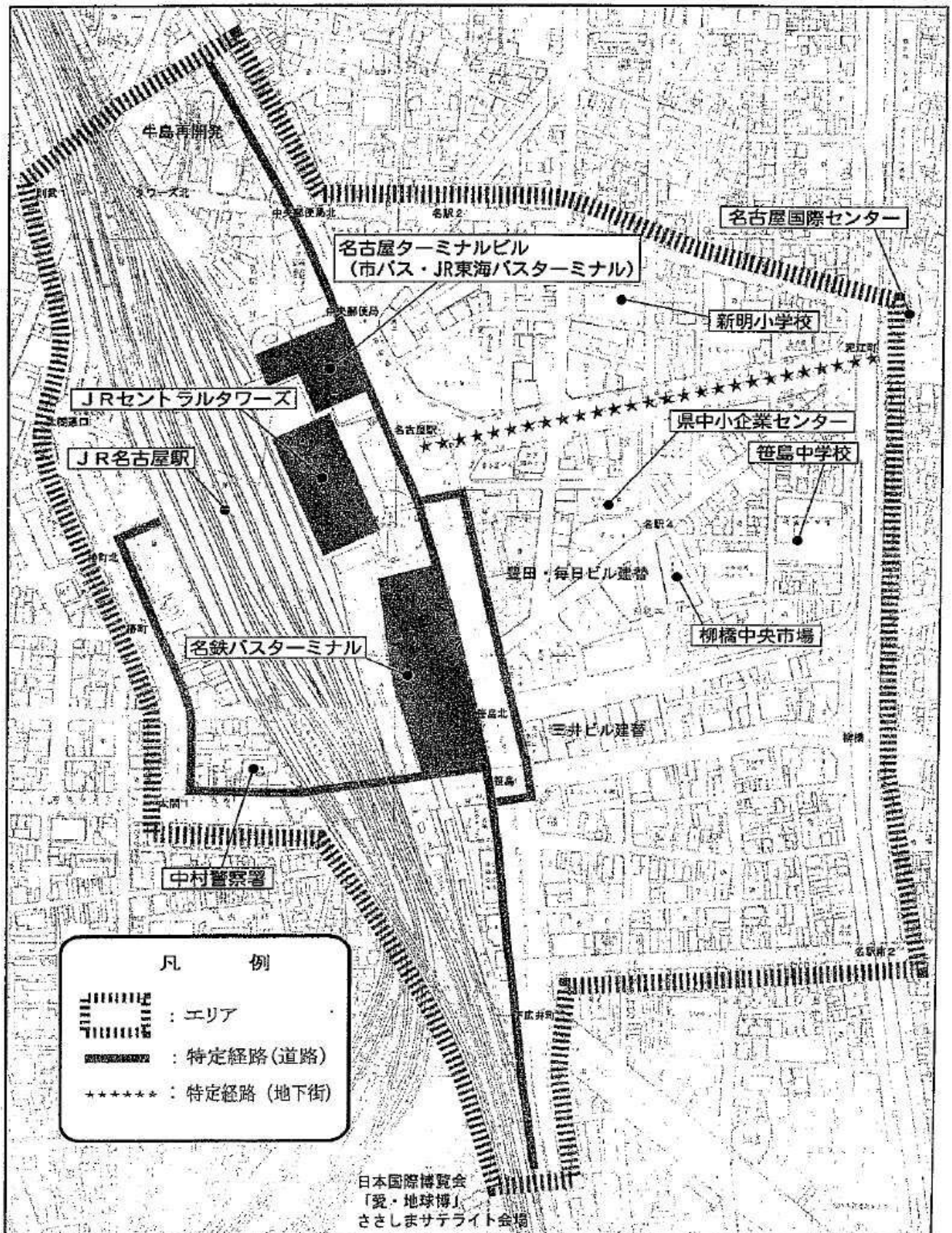
参考図2

交通バリアフリー整備基本方針図(担当課:健康福祉局障害福祉部障害企画課)

金山駅地区



名古屋駅地区



附置の特例の事前協議票

※ 受付日	・	・
※ 協議期限	・	・

申請者記入欄	申請者				
	連絡先		電話		
	建築場所				
	建築物名称				
	法定台数	一般車用駐車場	台	主 要 用 途	
		荷さばき駐車場	台	延 べ 床 面 積	m ²
		車いす用駐車場	台	附置の特例を 適用する台数	台
		合 計	台		
	申請事項 (該当に○)		・ 条例第3条の6第4項(駐車施設の規模の特例) ・ 条例第5条第1項(駐車施設の附置に関する特例(一般車用駐車場)) ・ 条例第5条第2項(駐車施設の附置に関する特例(共同化)) ・ 条例第5条第3項(駐車施設の附置に関する特例(集約化)) ・ 条例第5条第4項(駐車施設の附置に関する特例(距離の緩和)) ・ 条例第5条第5項(駐車施設の附置に関する特例(荷さばき駐車場)) ・ 条例第5条の3(台数の緩和)		
	工事種別 (該当に○)		新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替 その他()		
	隔地駐車場所所在地				
	申請理由				
	代替措置				
	提出 図書 (該当 に○)	建築物	附置義務駐車場台数算定書・案内図・付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図・建物登記簿・土地登記簿・写真・前確認申請時駐車場調書(写)・その他()		
		隔 地 駐車場	案内図・付近見取図・配置図・各階平面図・立面図・断面図・建物登記簿・土地登記簿・契約書等(写)・写真・その他()		
その他		陳述書・表示板(案)・利用促進等計画書・その他()			
※担当者記入欄	調査・検討				
	協議・指導				
	関係課意見				
	担当者意見				
	協議結果				

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

工 事 完 了 届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例施行細則第 5 条第 8 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

建築物	1 名 称	
	2 場 所	
	3 承 認 番 号	
	4 工事完了年 月 日	
	5 供用開始予 定 日	
駐車施設	6 名 称	
	7 場 所	
	8 供用開始予 定 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

指 定 申 出 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例第 5 条第 項の規定による駐車施設の指定を受けたい
ので、下記のとおり申出します。

記

駐 車 施 設	1 名 称			
	2 場 所			
	3 規 模	駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 の 面 積	一般公共の用に 供 す る 部 分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
			計	平方メートル (駐車台数 台)
	4 構 造			
5 管 理 者				
6 申請の理由				
※ 受 付 欄			※ 受 付 年 月 日	
			年 月 日	
			※ 受 付 番 号	
			第 号	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

指 定 通 知 書

様

下記の申出につきましては、名古屋市駐車場条例第5条第 項の規定による駐車施設の指定をしましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長



記

申請年月日	年 月 日
受付番号	第 号
駐車施設の名称	
駐車施設の場所	
指定番号	第 号
条 件	

注 この通知書は、副本とともに大切に保管してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

指 定 変 更 申 出 書 取 消

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例第 5 条第 項の規定による駐車施設の指定を 変更 し
たいので、下記のとおり申出します。 取消

記

駐 車 施 設	1 名 称			
	2 場 所			
	3 規 模	駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 の 面 積	一般公共の用に 供 す る 部 分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
			計	平方メートル (駐車台数 台)
	4 構 造			
	5 管 理 者			
6 指 定 番 号				
7 申請の理由				
※ 受 付 欄			※ 受 付 年 月 日	
			年 月 日	
			※ 受 付 番 号	
			第 号	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

指 定 変 更 通 知 書

様

下記の申出につきましては、名古屋市駐車場条例第5条第 項の規定による指定の 変更 取消 をしましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長



記

申請年月日	年 月 日
受付番号	第 号
駐車施設の名称	
駐車施設の場所	
指定番号	第 号
条 件	

注 この通知書は、副本とともに大切に保管してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

報 告 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例施行細則第4条の3第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

建築物の概要	1 名 称	
	2 場 所	
	3 承 認 番 号	
駐車施設	4 名 称	
	5 場 所	
	6 設 置 台 数	
7 措置の状況 (条例第5条第4項) (条例第5条の3)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

報 告 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例第5条第³/₄項の指定を受けた駐車場について、下記のとおり報告します。

記

駐 車 施 設 の 概 要	1 名 称			
	2 場 所			
	3 規 模	駐 車 の 用 に 供 す る 部 分 の 面 積	一般公共の用に 供 す る 部 分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
			計	平方メートル (駐車台数 台)
	4 構 造			
	5 管 理 者			
6 指 定 番 号				
7 受入れ状況	建築物の名称・場所		契約の相手方	台数
	計			
8 利用状況	調 査 日	月 日(平日)	月 日(休日)	
	ピーク時の在車台数			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

改正後条例適用承認申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名

(法人の場合は所在地、名称及び
代表者氏名)

名古屋市駐車場条例附則第2項の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

		種別	サイズ	台数
駐 車 施 設	変 更 前	法 定 台 数	一般車用	m× m 台 (台)
			荷捌き用	m× m 台 (台)
			車椅子用	m× m 台 (台)
			計	台 (台)
		整 備 台 数	一般車用	m× m 台 (台)
			荷捌き用	m× m 台 (台)
			車椅子用	m× m 台 (台)
			計	台 (台)
		附置の特例（第5条第1項） の承認を受けている台数		承認番号 第 号 台
	変 更 後	法 定 台 数	一般車用	m× m 台 (台)
			荷捌き用	m× m 台 (台)
			車椅子用	m× m 台 (台)
			計	台 (台)
		整 備 台 数	一般車用	m× m 台 (台)
荷捌き用			m× m 台 (台)	
車椅子用			m× m 台 (台)	
計			台 (台)	

(裏)

建築物	所在地	名古屋市 区
	名 称	
	建築年月	
	主な用途	
	延床面積	m ²
申請理由		
※受付欄		※ 受 付 年 月 日
		年 月 日
		※ 受 付 番 号
		第 号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

() 内には敷地の外に設けた駐車施設の台数を記入してください。

申請の際は、以下の書類を添付してください。

- ・名古屋市駐車場条例施行細則第5条第2項に定める図書
- ・前確認申請時の駐車場調書 (写)
- ・附置義務駐車場台数算定書 (変更前・後)
- ・現況写真 (建築物及び駐車施設)
- ・契約書等 (附置の特例を受けている場合)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

承認通知書

様

下記の申請につきましては、名古屋市駐車場条例附則第2項の規定により、承認しましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長



記

申請年月日	年 月 日
受付番号	第 号
建築物の建築場所	
承認番号	第 号
条 件	

注 この通知書は、副本とともに大切に保管してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。